

令和元年第3回（9月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 3 日																								
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																								
開 会 (開 議)	令和元年9月3日 午前9時30分宣告（第1日目）																								
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>3番 南 真 紀</td> </tr> <tr> <td>4番 黒 田 孝</td> <td>5番 先 山 哲 子</td> </tr> <tr> <td>6番 高 田 好 子</td> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>8番 澤 美 穂</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 辰 己 圭 一</td> <td>11番 山 田 勝 男</td> </tr> <tr> <td>12番 伊 藤 勇 二</td> <td>13番 高 岡 進</td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男	12番 伊 藤 勇 二	13番 高 岡 進												
1番 神 崎 静 代	3番 南 真 紀																								
4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子																								
6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎																								
8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三																								
10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男																								
12番 伊 藤 勇 二	13番 高 岡 進																								
欠 席 議 員	2番 久 保 安 正																								
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>佐 藤 忍</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>橘 和 成</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	坂 田 達 也	こ ども 未 来 創 造 部 長	窪 順 司	環 境 整 備 部 長	佐 藤 忍	水 道 部 長	橘 和 成	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行
町 長	森 宏 範																								
副 町 長	池 田 朝 博																								
教 育 長	大 西 孝 浩																								
総 務 部 長	加 地 義 之																								
住 民 福 祉 部 長	坂 田 達 也																								
こ ども 未 来 創 造 部 長	窪 順 司																								
環 境 整 備 部 長	佐 藤 忍																								
水 道 部 長	橘 和 成																								
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																								
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																								
総 務 課 長	安 井 規 雄																								
企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行																								

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 藤 原 佑 二</p> <p>農業委員会会長 下 村 修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 大 内 美 香</p> <p>議 会 事 務 局 長 補 佐 高 間 洋 光</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 3 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 7 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>承認第 6 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について</p> <p>承認第 7 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷北小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について</p> <p>承認第 8 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）庁舎整備工事請負契約の締結に係る専決処分について</p> <p>承認第 9 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）図書館整備工事請負契約の締結に係る専決処分について</p> <p>認定第 1 号 平成30年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2 号 平成30年度三郷町下水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第 3 号 平成30年度三郷町水道事業会計決算の認定について</p> <p>議案第 4 1 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第 4 2 号 令和元年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第 4 3 号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p>

	<p>議案第 4 4 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 4 5 号 令和元年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 4 6 号 三郷町税条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 7 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 8 号 三郷町立竜田運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 9 号 三郷中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 0 号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 1 号 三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 2 号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 3 号 三郷町下水道条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 4 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>報告第 8 号 平成 3 0 年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事（惣持寺 2 工区）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第 9 号 平成 3 0 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について</p> <p>報告第 1 0 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第 1 1 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第 1 2 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について</p> <p>報告第 1 3 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について</p> <p>報告第 1 4 号 平成 3 0 年度ふるさと寄附金について</p> <p>報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 5 号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書</p> <p>発議第 6 号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 5 番 先 山 哲 子 6 番 高 田 好 子

令和元年第3回（9月）

三郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月3日

午前9時30分開議

日 程

- | | | | |
|-----|-----|-----|--|
| 第 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | | 会期の決定 |
| 第 3 | 同意第 | 3号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 4 | 同意第 | 4号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 同意第 | 5号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 同意第 | 6号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 同意第 | 7号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 諮問第 | 3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 9 | 承認第 | 6号 | 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について |
| 第10 | 承認第 | 7号 | 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷北小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について |
| 第11 | 承認第 | 8号 | 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）庁舎整備工事請負契約の締結に係る専決処分について |
| 第12 | 承認第 | 9号 | 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）図書館整備工事請負契約の締結に係る専決処分について |
| 第13 | 認定第 | 1号 | 平成30年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 認定第 | 2号 | 平成30年度三郷町下水道事業会計決算の認定について |
| 第15 | 認定第 | 3号 | 平成30年度三郷町水道事業会計決算の認定について |
| 第16 | 議案第 | 41号 | 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第2号） |

- 第 1 7 議案第 4 2 号 令和元年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 8 議案第 4 3 号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 9 議案第 4 4 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 0 議案第 4 5 号 令和元年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1 議案第 4 6 号 三郷町税条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 4 7 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 4 8 号 三郷町立竜田運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 4 9 号 三郷中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 5 0 号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 5 1 号 三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 5 2 号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 5 3 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 5 4 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 0 報告第 8 号 平成 3 0 年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事 (惣持寺 2 工区) 請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第 3 1 報告第 9 号 平成 3 0 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 第 3 2 報告第 1 0 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 3 3 報告第 1 1 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 3 4 報告第 1 2 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 3 5 報告第 1 3 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 3 6 報告第 1 4 号 平成 3 0 年度ふるさと寄附金について
- 第 3 7 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 8 提案理由の説明

第 3 9 発議第 5 号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書

第 4 0 発議第 6 号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書

第 4 1 平成 3 0 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告

第 4 2 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告

第 4 3 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、久保安正議員から欠席届が提出されており、これを受理しておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和元年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 5 件、諮問案件 1 件、承認案件 4 件、認定案件 3 件、議決案件 1 4 件、報告案件 8 件の計 3 5 件でございます。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、5 番、先山哲子議員、6 番、高田好子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 3 日までの 1 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 3 日までの 1 1 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第 3、「同意第 3 号、公平委員会委員の選任につき同

意を求めることについて」から日程第 3 7、「報告第 1 5 号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 同意第 3 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 7 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 承認第 6 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）三郷小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について

日程第 1 0 承認第 7 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）三郷北小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について

日程第 1 1 承認第 8 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）庁舎整備工事請負契約の締結に係る専決処分について

日程第 1 2 承認第 9 号 令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）図書館整備工事請負契約の締結に係る専決処分について

日程第 1 3 認定第 1 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 認定第 2 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 3 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 4 1 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 2 号 令和元年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 3 号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 4 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 5 号 令和元年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 4 6 号 三郷町税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 4 7 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 4 8 号 三郷町立竜田運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 4 9 号 三郷中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 5 0 号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 5 1 号 三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 5 2 号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 5 3 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 5 4 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 3 0 報告第 8 号 平成 3 0 年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事（惣持寺 2 工区）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 日程第 3 1 報告第 9 号 平成 3 0 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 日程第 3 2 報告第 1 0 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足

比率について

日程第 3 3 報告第 1 1 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について

日程第 3 4 報告第 1 2 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

日程第 3 5 報告第 1 3 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

日程第 3 6 報告第 1 4 号 平成 3 0 年度ふるさと寄附金について

日程第 3 7 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第 3 8、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、同意第 3 号から同意第 5 号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現委員 3 名の任期が本年 9 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。

まず、稲森光江氏におかれましては、平成 1 5 年 1 0 月から 4 期 1 6 年、委員に就任していただいております、豊富な経験と優れた識見をお持ちであることから、引き続き委員として選任するものであります。

次に、藤原佑二氏におかれましては、平成 8 年 6 月から 6 期 2 3 年 3 か月、山崎崇氏におかれましては、平成 1 5 年 1 0 月から 4 期 1 6 年の長きにわたり、委員としてご尽力いただきましたが、このたびの任期満了を契機に、両氏から退任の申し出がありました。このことから、今回、伊東良隆氏、安井稔昌氏の両氏を公平委員として選任したいと考えるものであります。

伊東氏におかれましては、昭和 4 6 年に大阪市役所に奉職され、現在は本町の行政相談委員に就任していただいております。また、安井氏におかれましては、昭和 5 1 年に三郷町役場に奉職され、退職後は三郷町社会福祉協議会事務局長と

してご活躍しておられます。

両氏とも、人格が高潔で、豊富な行政経験と優れた識見を有しておられることから、公平委員として適任と考え、「地方公務員法」第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の太田洋士氏の任期が、本年9月30日付をもって満了となることに伴うものであります。太田氏におかれましては、平成28年10月から委員として職務を遂行していただいております。豊富な経験と優れた識見、公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の芝崎善彦氏の任期が、本年9月30日をもって満了になることに伴うものであります。芝崎氏におかれましては、平成19年10月から3期12年の長きにわたり、教育委員として職務を遂行され、本町の教育行政の発展に多大なご尽力をいただいております。人格が高潔で、教育・文化に関して優れた識見を有しておられることから、引き続き委員として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の中田進也氏の任期が、本年12月31日付をもって満了となることに伴うものであります。中田氏におかれましては、平成29年1月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから引き続き、中田氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第6号「令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について」及び承認

第7号「令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）三郷北小学校整備工事請負契約の締結に係る専決処分について」は、関連がありますので一括してご説明いたします。

本案につきましては、三郷小学校、三郷北小学校の空調設備の整備に当たり、国の補助を受けて整備を行うこととしておりましたが、去る8月9日に補助金の交付決定がありました。このことから、一日も早い完了を目指すため、さきの定例会でもご報告のとおり、8月13日付で、専決により工事請負契約を締結したものであります。契約の相手方は、大阪府大阪府中央区博労町2丁目1番13号、日比谷総合設備株式会社関西支店、常務執行役員支店長、古閑一誠で、契約金額は消費税を含め三郷小学校分で1億2,374万9,640円、三郷北小学校分で7,848万4,680円で契約を締結したもので、議会の承認を求めています。

続きまして、承認第8号「令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）庁舎整備工事請負契約の締結に係る専決処分について」及び承認第9号「令和元年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）図書館整備工事請負契約の締結に係る専決処分について」につきましても関連がありますので、一括してご説明いたします。

本案につきましては、さきの両小学校の整備工事と同様に、庁舎及び図書館の空調設備の更新、照明器具のLED化、エネルギー管理システムの導入を国の補助を受けて整備を行うもので、両小学校分におくれ、去る8月23日に補助金の交付決定がありました。両事業についても、年度末までの完了を目指すため、8月26日付で専決により工事請負契約を締結したものであります。契約の相手方は、両小学校分と同様、大阪府大阪府中央区博労町2丁目1番13号、日比谷総合設備株式会社関西支店、常務執行役員支店長、古閑一誠で、契約金額は消費税を含め、庁舎分で6,219万8,280円、図書館分で5,693万4,900円で契約を締結したもので、議会の承認を求めています。

次に、認定第1号「平成30年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計と特別会計5会計の平成30年度決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る8月1日、2日の両日にわたり、瓜生、伊藤両監査委員により厳正な決算

審査を行っていただき、また、今後の行財政運営に適切なお指導を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。各会計の詳細な内容につきましては、それぞれの委員会でご説明申し上げることとし、ここでは、各会計の決算額を中心に申し上げます。

まず、一般会計では、歳入総額 1 1 5 億 2 8 3 万 6 , 5 1 2 円、歳出総額 1 0 7 億 1 , 3 1 3 万 4 , 6 8 8 円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 7 億 3 , 4 5 5 万 8 , 8 2 4 円の黒字となりました。歳入では、町税、地方交付税、国庫支出金が若干減少した一方、県支出金が増加したことに加え、中学校建替事業に伴い、町債が大幅増となったことから、歳入総額としては、前年度比 1 3 . 3 % の増となったものであり、歳入歳出ともに過去最高額となりました。

歳出では、念願でありました三郷中学校の建替事業を初め、レジリエンスなまちづくりを目指し、地域防災計画の見直し、消防団第 5 分団の消防ポンプ自動車の更新、雨水溢水地区調査等の「防災対策」、ICT を活用した小中一貫教育を見据えた ICT 機器の導入、学校無線 LAN の整備等の「教育 ICT の推進」、少子高齢化対策として「保育料第 2 子無償化」、「フレイル健診」、「地域密着型サービス施設等整備への補助」などの実施、また、地球温暖化対策として、「SDGs 環境未来都市宣言」を行うとともに、「カーボン・マネジメント強化事業」を行い、多くの「環境対策事業」を実施しました。

まちづくり推進としては、郷土に対する愛情を深め、児童文学の風土を形成するため、「童謡のまち」宣言を行いました。これらにより、歳出総額としては、前年度比 1 4 . 6 % の増となったものであります。今後も財源の確保に努めるとともに、経費の節減、合理化を図りながら、「三郷町に住んで良し、訪れて良し、働いて良し、そして学んで良し」と言っていただけるまちづくりをより一層進めてまいります。

次に、特別会計の決算について、ご説明申し上げます。まず、「住宅新築資金等貸付事業特別会計」は、歳入総額 1 , 8 7 6 万 5 , 9 1 5 円、歳出総額 2 億 4 , 8 7 0 万 3 , 0 1 9 円で、2 億 2 , 9 9 3 万 7 , 1 0 4 円の赤字となりました。

次に、「し尿浄化槽管理特別会計」は、歳入総額 1 2 1 万 6 , 8 2 7 円、歳出総額 8 5 万 3 , 3 0 6 円で、3 6 万 3 , 5 2 1 円の黒字となりました。

次に、「国民健康保険特別会計」は、歳入総額 2 4 億 2 , 8 6 6 万 2 , 3 0 2 円、歳出総額 2 3 億 8 , 9 5 3 万 1 , 7 3 1 円で、3 , 9 1 3 万 5 7 1 円の黒字とな

りました。

次に、「介護保険特別会計」は、保険事業とサービス事業の合計で、歳入総額 19 億 1,441 万 3,004 円、歳出総額 19 億 736 万 1,561 円で、705 万 1,443 円の黒字となりました。

最後に、「後期高齢者医療特別会計」は、歳入総額 3 億 5,274 万 9,566 円、歳出総額 3 億 5,041 万 4,666 円で、233 万 4,900 円の黒字となりました。

続きまして、認定第 2 号「平成 30 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」及び認定第 3 号「平成 30 年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。「地方公営企業法」第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。去る 6 月 18 日に、瓜生、伊藤両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めた貴重なご意見を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、まず、下水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

平成 30 年度で、下水道使用料の値上げを実施させていただいた結果、収益的収支では、事業収益が 6 億 9,695 万 6,828 円、事業費用が 6 億 3,139 万 9,545 円となり、6,555 万 7,283 円の純利益となりました。一方、資本的収支では、「三郷町公共下水道長寿命化計画」に基づき、下水道管路やマンホール蓋の更新、中継ポンプ場の災害復旧工事などを実施したことで、収入が 3 億 3,949 万 3,000 円に対して、支出が 3 億 6,854 万 3,390 円となり、不足額の 2,905 万 390 円は、消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

収益的収支では、水道料金の値下げや県水受水量の増加による影響で赤字決算となりました。給水収益などを含めた事業収益で 6 億 3,878 万 2,154 円、事業費用で 6 億 8,969 万 6,520 円となり、5,091 万 4,366 円の純損失となったことから、前年度繰越利益剰余金で補填いたしました。

一方、資本的収支では、「三郷町水道事業基本計画」に基づき、耐震補強や管網整備事業を実施した結果、収入が 1 億 7,843 万 4,080 円に対して、支出が 3 億 3,434 万 6,779 円となり、不足額の 1 億 5,591 万 2,699 円は消費税資本的収支調整額及び過年度、当年度損益勘定留保資金で補填いたし

ました。

次に、議案第41号「令和元年度三郷町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

既決予算に1億6,257万9,000円を追加し、補正後の予算総額を83億3,231万8,000円とするものであります。

まず、歳出からご説明いたします。

総務費では、税や住民記録など窓口業務を担う「住民情報システム」導入から4年目を迎え、システムの更新時期を控えていることから、システム調達に向けたコンサルティング費用として300万円を、またマイナンバー運用に当たり、全国自治体で管理するサーバーの負担金が確定したことから、239万1,000円を情報管理費で追加するものであります。また、前年度の国、県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で2,617万円を追加するものであります。

次に、去る7月1日に、本町が「SDGs未来都市」に選定されましたが、今後「スマートシティSANGO」を実現するに当たり、新たなまちづくりの指針として「スマートシティ構想」をその中心計画と位置づけ、「生涯活躍のまち」等も盛り込んだ「第2次三郷町まちづくり総合戦略」の策定支援業務として、企画費で850万円を計上するものであります。

また、マイナンバーカードや住民票に旧姓の併記ができるようシステム改修を行っておりますが、今回、印鑑登録証明にも旧姓が併記できるよう、システム改修費として、戸籍住民基本台帳費で59万4,000円を計上するものであります。

次に、民生費では、介護保険特別会計への繰出金で24万7,000円を老人福祉総務費で追加するとともに、後期高齢者医療広域連合への追加納付が発生したことから、後期高齢者医療費で680万1,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、本年度から小中学校の教職員の負担軽減の一つとして「スクールサポートスタッフ」を配置しておりますが、現在、午前中だけの配置となっているものを午後からも配置できるよう、小学校2校分96万円を事務局費で、中学校分38万4,000円を教育振興費でそれぞれ追加するものであります。

また、かつて信貴山への交通手段として運行され、昭和58年に廃線となったケーブルカーが現在、三郷北小学校内に移設されておりますが、これを近代化遺産

として町指定文化財に指定するとともに、県補助金を活用し、当時の発着点である近鉄信貴山下駅前に移設し、新たな地域のランドマークとすることで、地域の活性化や消費拡大を図るため、その移設費、設置場所整備費など、文化財保護費で4,196万6,000円を追加するものであります。

最後に、公債費では、平成30年度に借り入れた地方債の借り入れ利率の変動や据置期間の関係で、当初の所要額に増減が生じたため、元金で173万3,000円を追加する一方、利子で314万9,000円を減額するものであります。一方、歳入では、マイナンバーのサーバー管理経費の全額239万1,000円を国庫補助金で、小中学校へのスクールサポートスタッフ経費の補助として89万6,000円、ケーブルカー移設に係る補助として2,797万7,000円をそれぞれ県補助金で計上するものであります。

また、平成30年度から繰越金7億3,455万7,000円を計上するとともに、当初予算で計上していた財政調整基金からの繰入金6億324万2,000円全額を減額し、歳出の財政調整基金積立金に7,298万2,000円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、議案第42号「令和元年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。当初予算に36万3,000円を追加し、補正後の予算総額を334万3,000円とするものであります。内容といたしましては、前年度繰越金を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、議案第43号「令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。当初予算に3,913万円を追加し、補正後の予算総額を24億3,628万2,000円とするものであります。内容といたしましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものであります。

続きまして、議案第44号「令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

保険事業の既決予算に2,409万7,000円を追加し、補正後の予算総額を19億2,136万3,000円とするものであります。内容といたしまして、歳出では、国保連合会と接続するパソコンの更新経費として、一般管理費で24万7,000円を、前年度の国、県からの交付金等の精算に伴う償還金で409万2,000円を計上するものであります。一方、歳入では、前年度の国、県等の負担金の追加交付分として国庫負担金で585万3,000円、支払基金交付

金で679万7,000円、県支出金で418万円をそれぞれ追加するとともに、一般会計繰入金で24万7,000円を追加するものであります。また、前年度繰越金702万円を計上するとともに、歳出の基金積立金で1,975万8,000円を増額することで収支を合わせるものであります。あわせて、サービス事業の当初予算に前年度繰越金の3万円を予備費に計上し、補正後の予算総額を519万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第45号「令和元年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。当初予算に233万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億7,062万6,000円とするものであります。内容といたしまして、歳入の前年度繰越金を歳出で後期高齢者医療広域連合納付金として追加するものであります。

続きまして、議案第46号「三郷町税条例の一部改正について」であります。本条例改正は、奈良県税条例の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の減免措置を軽自動車税でもその例によることとするため所要の改正を行い、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第47号「三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。本条例改正は、「住民基本台帳法」施行令の一部改正に伴い、印鑑登録証明において、旧姓（旧氏）でも登録できるようにするため、所要の改正を行い、本年11月5日から施行するものであります。

続きまして、議案第48号「三郷町立竜田運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び議案第49号「三郷中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括してご説明いたします。

これらの条例改正は、竜田運動公園及び三郷中央公園多目的広場の使用区分のうち、薄暮の時間を午後7時までとし、その運用期間を4月1日から9月30日に統一し、明文化するため所要の改正と、その他文言整理を行い、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第50号「三郷町保育料等徴収条例の一部改正について」であります。本条例の改正は、本年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上の教育・保育に係る保護者の負担及び3歳未満で町民税非課税世帯の利用者負担額がゼロになることに伴い、現行の利用者負担の上限額をゼロに改める

もので、本年10月1日から施行するものであります。

これより4議案は、本年10月から消費税率が8%から10%に改定されることに伴う条例改正となります。

まず、議案第51号「三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。本条例中の「し尿の収集手数料」の消費税分を税率に合わせて改正するもので、本年10月1日から施行し、同日以後の処理に係る手数料から適用するものであります。

続きまして、議案第52号「三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について」であります。同じく本条例中「墓地管理料」の消費税相当部分を税率に合わせて改正するもので、本年10月1日から施行し、同日以後に発生する管理料から適用するものであります。

続きまして、議案第53号「三郷町下水道条例の一部改正について」及び議案第54号「三郷町水道事業給水条例の一部改正について」であります。これらの条例についても、下水道使用料などと水道使用料等の消費税相当部分を税率に合わせて改正するもので、本年10月1日から施行し、本年12月分として徴収する使用料から適用するものであります。

次に、報告第8号「平成30年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事（惣持寺2工区）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について」であります。本工事での地下埋設物の一部が当初の想定と異なっており、設計変更を行った結果、契約金額が147万440円減額となったことから、本年6月6日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、報告第9号「平成30年度三郷町の財政の健全化判断比率等について」であります。平成30年度決算で、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、黒字であったことからいずれも表示されず、実質公債費比率は0%で、前年度比で0.7ポイントの増加となりました。また、将来負担比率は、地方債の残高が増加したことから、前年度比で20.9ポイント増加し、40.3%となりました。

続きまして、報告第10号「平成30年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」及び報告第11号「平成30年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。両会計におきましては、「資金不足比率」は生じず、算定値は、「下水道事業会計」がマイナス63.7%、「水道事業会計」が

マイナス123.62%となったものであります。

続きまして、報告第12号「三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、平成30年度の教育委員会の活動状況、並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、報告第13号「公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。本件につきましては、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、平成30年度の事業報告及び決算、並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するものであります。

最後に、報告第14号「平成30年度ふるさと寄附金について」及び報告第15号「寄附の受け入れについて」であります。まず、ふるさと寄附金では、平成30年度の実績としまして166件、合計186万1,700円のご寄附をいただきました。また、本年7月17日に匿名の方から文化振興事業にと現金1万円をご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、いただいたご寄附については、有効、適切に活用させていただきます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第39、発議第5号「大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第5号、令和元年9月3日、三郷町議会議長 高岡進様。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、辰己圭一。賛成者、澤美穂、木口屋修三、高田好子、伊藤勇二、木谷慎一郎。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書。

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しています。平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方を中心に広い範囲で大雨が

続き、7月の月降水量平均値の2から4倍となる大雨となったところがあり、7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成され、持続的な大雨がもたらされ、特に広島県で115人、岡山県で66人の方が亡くなりました。

奈良県におきましても、奈良市から生駒山地にかけて雨量が多い状況で、7月5日から6日の夜にかけ、大和川流域で、最大1時間降水量約31mmを記録し、内水による家屋浸水などの被害が発生しており、また1人が亡くなられています。平成29年10月の台風21号では、大阪府内柏原地点上流域において、12時間雨量155mmを記録し、この雨による出水で大和川は奈良県内藤井水位観測所において、観測史上最高の10.16mの水位を観測後、計測不能となり、奈良県内王寺水位観測所においても、観測史上最高の8.14mの水位を観測し、水位は堤防の天端付近まで上昇し、奈良県内三郷町においても、内水氾濫や大和川の溢水による洪水の被害が生じるとともに、流域全体では内水によるものも含め家屋の一部損壊、床上浸水が発生しました。

国土交通省におかれては、平成29年度補正、平成30年度補正、令和元年度当初予算を確保され、緊急的に河道掘削、樹木伐採などの河川改修事業や斑鳩町の三代川地区、目安地区、川西町の保田地区、唐院地区、安堵町の窪田地区の合計約110万 m^3 の大和川中流遊水地事業を進め、治水安全度向上に尽力いただいているところです。

また、奈良県におかれても、昨年5月より、新たな「ためる対策」として、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯水施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を進めていただいています。度重なる河川の増水等による浸水被害は、地域に暮らす人々の生活に及ぼす影響はまさに深刻で計り知れないものがあり、浸水被害の解消は極めて重要な国の施策課題であります。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、毎年、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進をはじめ、美しい水環境の実現や貴重な親水空間の利活用の促進に努力されております。

大和川流域は、奈良県の人口の約9割にあたる130万人が居住し、政治・経

済の中核施設を多数抱える大変重要な地域であり、これら土地利用の高度化に伴う流出形態の変化に対する治水施設の安全度は、相対的に低下しつつあり、頻発する災害はますます多様化し、激甚の度を加えて来ております。

大和川は、奈良盆地の水を一同に集水し、県境の亀の瀬峡谷を経て大阪平野へと流れていますが、大和川上流部は、亀の瀬地区の狭窄部により大和川がせき止められ、急激な水位上昇と内水浸水を起こす特徴があります。今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、国民の安全と安心を確保することは、国の基本的な責務であり、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

よって三郷町議会は、国に対して、大和川上流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう、下記の事項について強く要望します。

記。

1、令和2年度治水事業予算及び緊急対策での大和川改修事業予算における大幅な増額措置の継続について

「防災・減災・国土強靱化のための緊急対策」での大和川改修事業予算の大幅な増額措置を3か年にとどめず、継続的に行うことを求める。

2、亀の瀬地区の狭窄部の負担軽減について

平成29年台風21号を受けて、一刻も早く「大和川中流域強靱化事業」に位置付けられた大和川上流域の河道掘削完了の推進と、遊水地整備の早期完了を求める。

3、南海トラフ地震等に備えた対策について

事前防災の観点からも、南海トラフ巨大地震や大和川断層帯等における地震による土砂崩落に備え、亀の瀬周辺地域での河道閉塞などの河川被害が流域全体の住民の生命・財産を脅かす事がないよう、抜本的な対策を講じること。

4、大和川の水環境再生に向けた着実な施策の実施について

河川増水後の付着ごみは地域住民による清掃活動を実施していますが、処理できないものについては、国において処理していただくとともに、上流域におけるゴミの不法投棄の撲滅に向けた広報啓発など、河川美化を強力に推進することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月、三郷町議会。

(意見書提出先) 国土交通大臣、財務大臣、総務大臣、水管理・国土保全局長

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(高岡 進) ただいまの朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番(辰己圭一)(登壇) 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しております。先月の8月28日、九州北部大雨では、台風11号だった低気圧がもたらした暖かく湿った空気と秋雨前線に向かう空気がぶつかったことで発生した線状降水帯が形成され、大雨が降り続き、福岡、佐賀、長崎では甚大な被害を受けました。また、平成30年7月豪雨では、広島県で115人、岡山県で66の方が亡くなられ、この奈良県においても、1の方が亡くなられました。また、皆さん、記憶に新しいと思いますが、平成29年10月22日の台風21号では、近隣の市町村を初め、この三郷町においても、大和川の氾濫そして内水被害によって、家屋の一部損壊、床上浸水が発生しました。

こういった局地的、記録的な豪雨が毎年発生しております。直ちに早急な災害の事前対策が必要でございます。今、治水対策として、大和川流域に110万トンの水をためることが出来る5か所の遊水池の事業、そして川底の砂をとる河道掘削を進めていただいておりますが、早期に整備完了をする必要がございます。そのためには、大和川改修事業予算の増額措置を3か年にとどめず、持続的に行うことを求めます。

また、亀の瀬地区においては、大和川断層があると推定されていることから、地震による土砂災害に備え、河道閉塞などの河川災害を解消するため、抜本的な対策を求めます。そして、大和川の水環境再生については、処理できないごみは国にお願いするとともに、河川美化を強力に推進することを要望いたします。

よって、以上の理由で意見書を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

議長(高岡 進) 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第40、「発議第6号、大和川流域における治水事業の促進を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第6号、令和元年9月3日、三郷町議会議長 高岡進様。

大和川流域における治水事業の促進を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、辰己圭一。賛成者、澤美穂、木口屋修三、高田好子、伊藤勇二、木谷慎一郎。

大和川流域における治水事業の促進を求める意見書。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が激化し、平成30年7月豪雨や平成29年台風21号など、全国的に局地的な豪雨が著しく多発し、降雨量が観測史上最大となるなど、激しい気象現象が頻発しており、河川の氾濫、護岸の崩壊、山沿いではがけ崩れが多発し、甚大なる被害を受けるなど、そのダメージはまさに壊滅的なものです。平成29年の台風21号の豪雨において、三郷町では内水氾濫や大和川の氾濫により、床上・床下浸水が56件、住宅地の法面崩壊など、甚大な被害を受けました。また近隣の地域でも、大和川の増水により、家屋の浸水や計画高水位を超える水位に達するなど、弱小堤防の強化、疎通能力の不足箇所解消、内水対策に加え、緊急に流域住民の生命・財産を守る溢水対策の改修事業の促進が必要となっています。

県におかれては、平成29年の台風21号の被害を鑑み、新たな「ためる対策」として、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」の推進をはじめ、今後ますます流域の関係者による一体的な取組みが不可欠になると考えています。

従いまして、本事業を強力的に推進するため、予算確保や補助制度の充実を図るとともに、大和川改修事業予算の大幅な増額措置をさらに継続してもらえるように、国に対してより一層の財政援助を働きかけていただくようお願いします。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進だけでなく、大和川

の水質改善、景観対策など美しい水環境の実現に努力されております。

今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、次世代に負担を残さない、災害に強い安全な国土を造り上げるためには、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。このような事情をご高察いただき、三郷町議会は、県に対して、大和川流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月、三郷町議会

意見書提出先

奈良県知事、県土マネジメント部長、郡山土木事務所長

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいまの朗読の発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、大和川流域における治水事業の促進を求める意見書について、提案理由を述べます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が激化し、平成30年7月豪雨や平成29年台風21号など、全国的に局地的な豪雨が著しく多発し、降雨量が観測史上最大となるなど、激しい気象現象が頻発しており、河川の氾濫、護岸の崩壊、山沿いでは崖崩れが多発をし、甚大なる被害を受けるなど、そのダメージはまさに壊滅的なものでございます。

平成29年の10月22日、台風21号の豪雨において、三郷町では内水氾濫や大和川の氾濫により、床上、床下浸水が56件、ガレージ等が10件以上浸水し、住宅地の法面崩落など、甚大な被害を受けました。また、近隣の地域でも、大和川の増水により、家屋の浸水や計画高水位を超える水位に達するなど、弱小堤防の強化、疎通能力の不足箇所解消、内水対策に加え、緊急に流域住民の生命、財産を守る溢水対策の改修事業の促進が必要となっております。

県におかれましては、平成29年の台風21号の被害を鑑み、新たな「ための対策」として、内水による家屋の床上、床下浸水の被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯留施設を適地に整備する、「奈良県平成緊急内水対策事業」

の推進を初め、今後、ますます流域の関係者による一体的な取り組みが必要不可欠となると考えております。

したがって、本事業を強力に推進するために、予算確保や補助制度の充実を図るとともに、大和川改修事業予算の大幅な増額措置をさらに継続してもらえるように、国に対して一層の財政援助を働きかけていただくよう求めます。

2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、地域の保全と住民の生命、財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進だけではなく、大和川の水質改善、景観対策など、美しい水環境の実現に努力をされております。

今日の財政を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますが、次世代に負担を残さない、災害に強い安全な国土をつくり上げるためには、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であると考えております。

以上の理由で意見書を提出させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（高岡 進） 日程第41、「平成30年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」及び日程第42、「平成30年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」を一括して求めます。

瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、平成30年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月1日、2日の両日、伊藤監査委員とともに平成30年度三郷町一般会

計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして、審査を行いました。その中で、地方自治法第233条の第2項の規定により、審査に付されました平成30年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました各基金の運用状況について審査を行いました。

各会計の決算については、予算現額及び収入、支出額について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査した結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

また、各基金の運用状況についても計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るための財政運営につきましても意見を付したところでございますが、詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、平成30年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告いたします。

去る6月18日に伊藤監査委員とともに平成30年度両会計の決算審査を実施いたしました。提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、上下水道事業の運営につきまして、意見を付したところでございますが、詳細につきましては、平成30年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書及び平成30年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高岡 進） ありがとうございます。

以上で平成30年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び平成30年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告を終結します。

暫時休憩します。再開、11時5分。

休 憩 午前 10 時 43 分

再 開 午前 11 時 05 分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第 43、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第 55 条、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、まず 1 問目。幼児教育・保育の無償化について質問をいたします。

10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートいたします。無償化については世界の流れであって当然進めていくべきものだと思います。しかし、今回国が進めようとしている無償化については、財源、中身などにいろいろ問題があると思っています。無償化の対象は 3 歳から 5 歳児と住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児に限られています。特に保育料が高い 0 歳から 2 歳児というのが外されているところが問題だなと思っています。それから、また保育料はもともと所得に応じた応能負担であって、低所得者世帯には減免措置が実施されています。ですから、今度財源を消費税にすると云ってるわけですけれども、無償化による恩恵というのは所得が高い人ほど多くなって、所得の低い世帯にとっては無償化の恩恵が少ないということになって、消費税増税の負担だけがのしかかることになっていると思っています。そういった意味で問題があるなと思っています。

それから、今度無償化ですけれども、これまで保育の一環として保育料に含まれていた給食の副食費が実費徴収されることになっています。生活保護世帯、年収 360 万円未満の世帯は無償となりますけれども、副食費負担が今までの保育料より高くなるのではないかという声もあります。三郷町ではこういった世帯は出てきませんか。また、現在三郷町では第 2 子以降の保育料無償化が実施され

ていますが、これの扱いについて、今までどおり副食費も含めて無償を実施すべきだと思いますけれども、町はどのように考えていらっしゃいますか。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決され、本年10月から実施されることとなりました。無償化の対象につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用される3歳から5歳の全ての園児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの園児の利用料が無料になります。また、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無料になります。

次に、幼稚園の預かり保育につきましては、保育の必要性の認定を受けていただく必要はありますが、幼稚園の利用に加え預かり保育を利用された日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で利用料が無料になります。また、認可外保育施設等につきましても、保育の必要性の認定を受けていただく必要はありますが、3歳から5歳までの園児は月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の園児は月額4万2,000円までの利用料が無料になります。

続きまして、無償化の対象から除かれることとなりました副食費の取り扱いについて説明いたします。主食費や副食費のいわゆる食材料費につきましては、これまでも基本的に施設による徴収や保育料の一部として保護者の方に負担いただいております。その経緯として、一つは在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること。もう一つは、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費、副食費とも保育料とは区別し、無償化の対象とはせず、保護者の方から徴収可能な費目として国により位置づけられたところであり、このことから、無償化の対象となります3歳から5歳の園児は、これまで保育料に含まれていた副食費につきましては、年収360万円未満の世帯及び第3子以降の園児以外は保護者の方の実費負担となります。

次に、その副食費の保護者負担額につきましては、副食費の公定価格である4,500円が上限になるよう調整をしているところであり、議員が懸念されておら

れます、副食費負担が今までの保育料より高くなるという方は、現状の保育料と比較いたしましても、原則おられないものと認識しております。なお、昨年度より本町が実施しております、第2子保育料無償化につきましては、今後も引き続き実施してまいります。10月1日からの国の無償化の対象外となる課税世帯の0歳から2歳の園児が第2子である場合は、これまでと同様無料になります。ただし、3歳から5歳のクラスに第2子の園児がおられる場合につきましては、副食費は保育料から除かれるため実費負担となります。しかしながら、保育料が無償となる第1子を含めた世帯全体として考えた場合には、負担額は今までより軽減されることとなりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 現時点では、これまでより負担がふえる世帯は原則としては出てこないということです。町の第2子以降も今までは副食費も含めて無償にしていたけれども、それはやっぱり同じようにとるという回答だったと思います。ただ、給食費についての考え方が今までは保育料に含まれてたので、保育の一環として行われているんだというふうに考えてますし、以前に質問させていただいた学校給食費のことも、教育の一環だということで私たちは無償とか助成をしたらどうかというようなことを言ってますので、どこにいてもお昼ご飯食べるんだからというのではなくて、やっぱり食育という観点からその辺はちょっとそういうふうな考え方をすべきじゃないかなと思っています。

今度、10月からの副食費、主食費はもともと徴収してるんですけども、そういう扱いについては、この10月からは自治体によっていろいろ主食費も含めて全額自治体が負担するとか、あるいは副食費だけを無償にするとか、一部負担するとかいろいろ扱いがさまざまだと、対応がさまざまだと聞いています。

実は、3月議会のときに先ほど言いました給食費の無償のことに質問させていただいたときに、市町村が保育料の減免を行っていて今度の無償化でその財源が浮いてくるんじゃないかということで、その財源を使ったらどうかということで質問をしたんですけども、そのときは公立の幼稚園とか保育園は来年度からは町が負担をすることになるので、その財源以上の負担になるというようなお答えだったので、財源は生まれないという答弁でした。しかし、その後いろいろ私も勉強してましたら、昨年12月28日の関係閣僚合意、幼児教育・高等教育無

償化制度の具体化に向けた方針の中で、政府は無償化に係る地方負担については地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入するというふうにはここで述べておりますので、この無償化で市町村が負担する経費というのは地方交付税として配分されてくるということなので、先ほど言いました保育料の減額のために使っていたお金というのは、計算上は浮いてくるわけです。だから、兵庫県の高砂市では、それを、保育料減免分を今回それを使って、ちょっと不足するらしいですけど、ちょっとだけ足せばいけるので、それを使って副食費を無償にするというようなことを言っているようです。今回の無償化については、いろいろ問題もあると思いますけれども、特に給食というのは本来さっきも言いましたように、保育の一貫であるということなので、無償化といたら当然給食費も含めて無償にすべきだと私は考えています。それで、さっき言いました保育料減免に使ってきた財源なども活用して、やっぱり給食費の助成とか子育て応援のほうへ今までどおりそれを使ってほしいなと考えていますので、その辺、どうか町長、また考えていただきまして、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは神崎議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、平成30年12月28日付の閣僚合意ではそういった内容のことが協議されております。今回の無償化に伴います財源、浮いた財源といいますか、今までそれに利用していた財源につきまして子育てに充てるようにというような部分でございますけれども、交付税算入ということで言われております。交付税につきましては、補助金ですと、この件について幾らというような感じで明確な金額も掲示されるわけですけども、交付税についてはなかなか算出のベースが難しい部分もあります。そういった点からも、もう少し検討を加えて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、神崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、窪部長が言うたものが全てだとしていただいたら結構かなと思います。

まだ完全に施行されたわけではなく、これから進んでいくわけであって、どこに財源が余るのか、それさえもわからない段階でのこの無償化、完全無償化というのにはここではお答えすることはできないということで、先ほど言いましたように、交付税算入ですからどれぐらいになって返ってくるか、これもわからない状況でございます。ですから、その辺を、様子を十分検証してからでなかったら答えることができないということをご理解いただきたいと、よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 交付税なので、お金に一々これはこれというふうに書いてこないわけなので、わからないと言えばわからないんですけれど、一応、政府のほうからの通達としては、そういう考え方をしているということで、先ほど言いましたように、考えてみないとわからない部分もあるかもしれませんが、やっぱりそういうふうな措置されるというふうなことです。今まで使ってきた子ども達のための財源というのがありましたら、そういう方向でぜひとも検討していただきたいなと思いますので、意見だけ言って終わりますので、また今後ともよろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして 2 問目の質問に移ります。1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目の児童虐待を防ぐためにということで質問をさせていただきます。

昨年から今年にかけて子どもの虐待死亡事件の報道が続いています。大きな社会問題となっています。これらの事件を受けて 6 月 19 日には児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法、児童虐待防止法、DV 防止法等の一部を改正する法律も成立をしています。三郷町では、担当部署が福祉政策課と教育委員会に今までまたがっていましたが、現在はこども未来課で全て取り扱うこととなっています。児童相談所との関係では、2016 年の改正児童福祉法で考え方の整理がなされていますけれども、実際の連携、協働のあり方についてはさまざまな状況が続いています。市区町村と児童相談所で担当事例についての認識を合わせる、そういう協働するという支援が求められると思いますけれども、三郷町と児童相談所の関係はどうか。

それから、子どもの虐待を防ぐためには、虐待と言えるような状態になる前に予防すること、養育の困難に気づいて支援につなげることが何より重要です。そ

のためには、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援がつながっていくということが大切だと思っています。特に、出産後はほとんどの母親は不安定になり、母子保健法に基づく新生児訪問は産後うつなどの問題もあって、特に初めて子育てする母親には欠かせません。産後ケア、今年度から始まった産婦検診助成も大切な取り組みだと思っています。孤立した育児を強いられている保護者や、困難を抱えた母親などが親子で通える居場所が地域に多様に存在することが必要だと思っています。そこでは話も聞いてもらえ、さまざまな情報が得られ、子育てのアドバイスが受けられ、専門的な相談にもつなげてもらえる、そういった子育ての拠点、三郷町では「ちいすてっぷ」や「ぴよぴよ」があります。また、そういった場所にも出ていけない人に対しては、これも家庭訪問が大変有効だということで三郷町でも行われています。また、三郷町では昨年度から児童家庭相談システムも導入されるなど、さまざまな取組が行われています。ただ、そういった取組みが個々ばらばらにしているのではなくて、やっぱりお互いに連携をしていくことが大切だと思いますけれども、そういった連携についてどのように連携して子どもの児童虐待防止の活動をされているのかお答え下さい。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

児童虐待の死亡事件につきましては、東京都で5歳女兒が父親に虐待され昨年3月に死亡した事件や、今年1月の千葉県で小学4年生女兒が父親に虐待され死亡した事件など大変痛ましい事件が起こっております。三郷町では、平成30年度の組織編成により、こども未来創造部を創設し、児童虐待につきましては、こども未来課が担当部署となり、一元化して対応しているところであります。

そのような中、平成30年度の三郷町での児童虐待の相談件数につきましては、身体的虐待が8件、性的虐待が3件、ネグレクト、育児放棄ですけれども、これが10件、心理的虐待が10件、特定妊婦が20件、合計51件の相談があり、関係機関と連携の上、対応をいたしました。相談件数につきましては、前年度に比べ増加いたしました。その大きな要因の一つとして、住民の方々や関係機関の虐待に対する意識が高まり、相談件数がふえたものと考えております。

そして、市町村と児童相談所との関係ですが、全ての子どもの権利を擁護するためには、子どもとその家族に最も身近な市町村がその責務を負うことが望まし

いと考えられており、支援に当たっては市町村が主体的に介入していくことが求められています。一方、児童相談所は専門的な知識や技術並びに、各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割、責務とされています。

児童相談所と市町村の関係はあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、専門的な知識が必要な場合は児童相談所に助言を求めたり、町では対応困難な事例は児童相談所に引き継ぐなど、個々の事例に応じて児童相談所と協働、連携、役割分担を行っています。

また、児童虐待を防ぐには、虐待の前に予防することが必要であり、その方策の一つとして相談体制への充実が重要となることから、こども未来創造部には子育て世代包括支援センターを設置し、子育て世代のさまざまな相談に応じる支援体制の充実も図っています。

加えて、地域子育て支援拠点である「ちいすてっぷ」や「ぴよぴよひろば」では、地域の子育て世代の交流や相談の場所として多くの子育て世代の方に利用いただいております。相談しやすい環境づくりや支援が必要な場合には適切な支援機関につないでいます。そして、新生児がいる家庭には「こんにちは赤ちゃん事業」として、全ての家庭に保健師が訪問し、育児指導や子育ての悩みの相談にも応じています。

なお、三郷町では平成23年度から要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待の早期発見及び適切な対応に努めています。この協議会には本町の町長、副町長、教育長及び全部長を初め、奈良県中央こども家庭相談センター、いわゆる児童相談所、郡山保健所、中和福祉事務所や西和警察署など、さまざまな関係機関で構成されており、これらの関係機関と協働、連携を行っています。

平成30年度では、協議会の全員が集まる代表者会議を1回開催し、虐待の現状などについて協議、報告を行うとともに、通報、相談があった場合に関係機関が協議する「ケース受理会議」を51回、その後、支援が必要な場合に多くの機関が集まり、具体的な方策を協議する「個別ケース検討会議」を7回開催いたしました。さらには、必要に応じて担当者レベルでの情報の共有や協議は随時行っており、児童虐待による痛ましい事件が起こらないよう早期発見と早期対応に努めているところであります。

そして、質問の中にありました、産後うつの状況ですけれども、新生児宅へ保健師が訪問する中で出産後の母子の生活リズムや心身の状態を聞き取り、産後う

つにならないようにケアをしています。本町では、産後うつにより医療機関のほうにつないだケースは、現在発生していないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） さまざまな取り組みをやっていただいて、連携していろいろな何か起こったときには集まって会議を開いたりとかいうふうに、きめ細かな対応をしていただいていると思います。こういった事件というのは、なかなか防ごうと思っても、起こったりすることもありますので、やっぱりなかなか難しい面もあるんですけど、みんなで協力して、また地域の人たちの協力も得ながらこういった事件が三郷町で起こらないように、これからも取り組みを続けていきたいと思います。

以上です。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。1 番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、3 番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3 番（南 真紀）（登壇） 選挙の投票率の向上のための工夫を、ということで今回一般質問をさせていただきます。

今年是全国統一地方選挙から始まり、夏の参議院選挙まで連続して選挙が行われ、最近では全国的に投票率が低く、参議院選挙は過去最低の投票率だった1995年から24年ぶりに50%を割り、2番目に低い48.8%だったということです。生駒郡は全国平均より少し高く51.54%ですが、三郷町はそれより低い50.44%でした。

投票率の向上のため、全国では大学のキャンパス内に期日前投票所をつくったり、お買い物中に投票できるようにショッピングモールに投票所を設置するなど、それぞれの自治体に合った工夫をされているそうです。奈良県内では、五條市で移動期日前投票所というのを開設されたそうです。集会所前などに立会人や道具を載せたワゴン車をとめて、市の職員が、それも市の職員も1人か2人ぐらいらしいんですけども、そういう方々が投票所の看板を立ててキャンプ用のテーブルやテントを広げるなど、2分ほどで設置が完了して、30分そこで開いたら次の場所へ移動するというやり方をしてるそうで、一人暮らしの高齢者の方などに非常に喜ばれているそうです。近隣では、一番投票率の高い平群町の場合は、山合

いに小さい集落が点々としているようで、そういうところには70軒に一つぐらいの投票所が4か所あるそうです。

三郷町は1969年の国からの通知された一定の基準は満たしていますが、坂道が多く、私の方の地域の信貴ヶ丘を例にとりますと、行きは下り坂、帰りは上り坂ということを見ると、もう若いころと違って、歳をとって選挙はしんどいという声を今回たくさん聞きました。投票に対する意識のちょっと低さというのも問題が大きいと思いますが、歳をとって行きたくてもよう行かんという方々に対しては何か対策を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本年は4月に統一地方選挙、先般7月には参議院議員通常選挙が執行され、それぞれの投票率は、奈良県知事選挙は46.07%、奈良県議会議員選挙が45.52%、三郷町議会議員選挙が52.05%、参議院議員通常選挙が50.43%となり、町議会議員選挙を除く他の選挙においてはいずれも前を下回る結果となりました。特に、参議院議員通常選挙では、議員ご指摘のとおり、全国平均が24年ぶりに50%を下回る低調な結果となり、全国的にも投票率の低下に歯どめがかかっておりません。投票率の向上は喫緊の課題であることから、本町ではこれまでも啓発活動として、町広報、ホームページにおける選挙期日、投票所等の案内、町議会議員選挙においては立候補者のウェブサイト等のアドレスを含めた一定情報の掲載、病院や施設、滞在地で投票できる不在者投票の案内に加えて、国、県の選挙では転出者で本町に選挙権がある方には個別に案内文書を発送するなど、投票の機会を失わないよう努めてまいりました。

また、14人の委員から構成される「三郷町明るい選挙推進協議会」による駅前での街頭啓発や公用車での巡回啓発に加え、今回の統一地方選挙からは防災行政無線を使用し、選挙当日各3回ずつ啓発の放送も行ったところでもあります。若年層の政治的関心を高める方策としては、毎年地元の西和清陵高校へ奈良県選挙管理委員会と合同で選挙出前授業も実施しております。

これら啓発活動とは別に、高齢化に伴う投票所までの移動が困難な方への対策は重要であり、前回の平成28年の参議院議員通常選挙からは投票所を1か所増

設し、運用をしてみいました。また、現在のところ近隣と有権者数や面積を比べましても、投票所数は適正と判断しており、人員の確保や費用面からもこれ以上増設する予定はございません。

また、議員からご紹介いただきました、期日前移動式投票所ではありますが、人員確保や本町の地形的な特性による道路交通法との関係もあり、さまざまな観点から慎重な検討を要すると考えております。しかしながら、移動支援の重要性については生駒郡内においても共通の課題であり、先般開催された郡内4町の選挙管理委員会の委員長、委員及び事務局で構成される生駒郡選挙管理委員会連合会の会議でも議題に上がったところでございます。

今後、当連合会で移動式投票所の実施自治体も含めた移動支援対策の先進地域への視察等を行いながら、随時郡内選挙管理委員会で情報共有し、意見交換しながら本町の特性に応じた移動支援の実施に向けた方向性を示してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 可燃ごみの減量化を早急に、ということで2問目の質問をさせていただきます。

三郷町での家庭から出されている可燃ごみの排出量は、平成27年度環境省一般廃棄物処理実態調査では、奈良県の村を除く27市町のうちワースト2位に量が多く、環境に対する負荷を減らすために早急に可燃ごみを減らさなければなりません。その一つの案として、各家庭の庭などから出る剪定枝や草は資源ごみとして回収することで減らすことができます。

二つ目は、現在は古紙類として段ボールや新聞や雑誌などは束ねて出していますが、そこにさらにくしゃくしゃとして出す、捨てるようなメモ用紙や洋服のタグとか生活雑貨を新しく購入したときについてくる値札とかメーカーのタグ、トイレットペーパーの芯とか包装紙、はがきの封筒、そしてシュレッダーにかけられた細かい紙、そういった雑紙と言われる紙ですね、そういった紙も古紙類としてこぼれないように紙袋などに入れて資源ごみとして出せば可燃ごみを減らすことができます。他町のほうの啓発のためにつくられたという、これをつくれと言っているわけではありません、こういう袋、雑紙分別チャレンジ袋って、こう

いう袋をわざわざ町でつくられて、こんな、家に帰ればどこにでもきつとある袋ですね。これに、こんな袋をぽっと家に置いて、この中に紙類をポイポイポイと捨てていって、資源ごみの日にこれをこぼれないように出すというやり方を、こういう紙袋に入れて出してくださいという啓発のためにつくられたそうなんですけど、これをやれと言っているわけではありません。こういうことをやっている町もあるということです。こういうふうなことをちょっとまた考えていただきたいなと思います。

そして、カラス対策として段ボールを使って可燃ごみを出す方もいるそうです。何か地域でもそういうふうに行われているところがあるそうです。それが、段ボールはやっぱり資源ごみなので、カラス対策は別にぜひ考えていただいて、やっぱり資源化対策をもっと推し進めるべきだと私は思います。ぜひ、そちらのそういうカラス対策として段ボールで出されるというところには、しっかり啓発していただきたいなと思っております。

そして、平成35年度に稼働予定の天理でのごみ処理広域化事業への参加も予定されていることから、可燃ごみの減量化は喫緊の課題だと思っております。ぜひ、取り組みのほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いかがでしょうか。お願ひいたします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 南議員から2問目いただきましたので、お答ひのほう、させていたひきたいと思ひます。

議員からご指摘いただいたとおり、三郷町での家庭から出される可燃ごみは、排出量につきましては県内でも多い町となっております。ごみの量の増大は深刻な問題であり、ごみの減量化実現のためには、ごみの資源化が有効で、そのためにはとにかくごみの分別が大切と考えております。ごみとして出したあとではなく、ごみを出す前に分別しておくことは、資源ごみの全量リサイクルを実現することにつながると考えております。三郷町においては、平成27年度より廃プラスチック、古紙、古布類、一部地域で生ごみの収集日を設け、業務を行っております。各収集日の種類分けが完全であれば、混合ごみから資源物をより分ける労力というものが不要になりますけれども、このことにつきましては、町民の皆様にご理解、ご協力いただかなくては解決できない課題であります。

平成24年度より、造園業者等が持ち込む剪定枝や刈り草を資源ごみとして堆

肥化し、太い幹などは薪として住民の皆様等にご使用していただく事業を開始しました。また、一般家庭から排出される剪定枝や刈り草のうち、清掃センターへ直接持ち込まれるものは堆肥化を行っておりますが、可燃ごみの日に集積場所に出されるものにつきましては、可燃ごみと一緒に収集車で回収するため焼却処分となっている現状があります。

議員お述べのとおり、可燃ごみの収集の際には、回収せず、別途剪定枝や刈り草を収集することができれば、その分の可燃ごみは減ることになります。現在、町全体で約1,100か所以上あるごみ集積場を毎日、何らかの収集を行っております。さらに清掃センターに運び込んだ廃プラスチックや古紙、古布類の選別処理は人力の手作業で行っており、ごみの収集と選別の業務も担っている清掃センター職員は、毎日多忙に業務をこなしながらごみの資源化を進める中で、年々作業量が増加しており、現在の業務を維持することも厳しくなっております。

平成30年度3月の一般質問の際に、南議員からご提案いただきました「高齢者、障害者のごみ出し支援について」は検討中ではございますが、まず安定して収集、資源化が続けられる体制づくりが最優先と考えておりますので、住民の皆様にご理解、ご協力を仰ぎながら、分別品目、収集日及び収集方法の見直しを図ることで作業の省力化を図り、対応策を検討できればと考えております。

続きまして、古紙類の出し方についてですが、現在、ひもなどで縛って品目ごとに分けて出していただけるようお願いをしております。新聞紙、チラシ、段ボール、それから紙パック、そしてその他の雑誌等の雑紙ですけれども、4種類に分けて有価物として再生事業者へ引き渡しておりますけれども、品目を混ぜて出されていることが多く、引取品目ごとに分別は清掃センター職員が手作業で行うしかありません。今後は、家庭内、事業所内における分別の周知を強化していく必要があると考えております。

議員ご提案の紙袋等の有効活用を含め、古紙、古布類を引取品目ごとの資源物として収集する手法を研究するとともに、住民の皆様にご協力いただける資源物の出し方のルールの改定も検討し、実施開始時にはその啓発に力を入れてまいります。

次に、段ボールを利用したごみ出しについてですが、カラス対策などで段ボールを使ったり、地域で取り決めをされて段ボールを出す地域もございます。集積所の場所のカラス対策につきましては、町ではカラス除けのネット販売を行って

おり、段ボールそのものは古紙類の日に収集を行っておりますし、自治会においては集団回収の実施もされているところもあります。このことから、段ボールは資源物として全量リサイクルを実現したいと考えております。あわせて全国的に分別化を進める流れの中で、黒いごみ袋の使用を禁止し、透明や半透明のごみ袋の使用が主流となってきておりますので、ごみ袋の指定についても検討を進めてまいりたいと思っております。

「分ければ資源、混ぜればごみ」ということを幅広く住民の皆様へ啓発を行い、全町挙げて資源物とごみを出す前に分ける、すなわち、各家庭や事業所において品目別に分けておいてごみ出しの決められた日まで保管いただけるようご理解、ご協力をお願いする必要があるのではと考えています。

住民の皆様への情報提供は、毎月お配りしている広報誌や町のホームページだけではなく、昨年度より清掃センター独自に年4回発行している「ごみ減量ニュース」を使って、三郷町のごみの現状や資源化の取り組みなどをお伝えしております。今後は、フェイスブック等メディアの特性を活かした情報提供を行い、住民の皆様へ啓発を行ってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 再質問させていただきます。

ただいま、いただきました答弁の中に、啓発のために減量ニュースとかいろいろほかにも、これを見たら一番よくわかるんですけども、でもこういう紙の関係のものはたくさん工夫して今やっただいただいていると思います。町として可燃ごみを減らすために、私が今提案しているこのまずは雑紙、特に雑紙の資源化がおくれているので、それも分別するよう住民に啓発していただきたいということです。減らすためには、まず住民さんからの協力が本当に欠かせないので、説明会を開いてほしいという住民の声もたくさん聞いております。そういったことも含めて住民へのどのように啓発していったらよいかということをご検討いただきたいと思います。

そして、個人で出されている剪定枝とか草はやはり本当はかなり量がありますので、ぜひこちらのほうも、くれぐれもできましたらこれを資源化することで、回収日をつくっていただきたいななんていうことも思います。ぜひ分別回収して資源化にしていだきたいと思っております。その2点です。

ぜひ、よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 南議員から再質問いただきましたけれども、啓発についてはいろいろな形での、先ほども申し上げましたけれども、ことを考えているところです。実際、どのように資源物が業者さんに渡っているのかということも含めて、皆さんにわかってもらえるような広報、啓発をしていきたいと思っております。説明会につきましては、これは何らかその住民の皆様負担をこれからかけるとか、そういったときには必要な措置だとは思いますが。今回、ルールをお知らせするというところにつきましては、まずはやっぱり今、議員の先生が見せていただいた既存の分別のパンフレットというんですか、そちらのほうをもっとわかりやすく分別の内容が具体的であるような形に変えたあと、またそういう皆さんにご説明が必要ということであれば、考えていきたいと思っております。

剪定枝につきましては、おっしゃるように、別に回収すれば資源化できるということで、これにつきましても通常の業務の流れの中で、何とか省力が図ればそちらの方に注力できるのではないかと考えておりますので、その分につきましてはちょっと今後の課題ということでいただいております。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 一つ、ちょっと言うのを忘れたんですけれども、今も剪定枝のことも言っていただきましてありがとうございます。そうやって分別を徹底することで、いわゆる清掃センターでの作業の量もきっと減るだろうと思うんです。そういうことで私も提案させていただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、13時。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

議長（高岡 進） それでは、休憩を解き、再開します。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6番（高田好子）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告

させていただきました1問目の項目、防災対策の一環としての「国産乳児用液体ミルク」の災害時の活用について、質問させていただきます。乳児用液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存することができます。お湯の確保の難しい災害発生時であっても、粉をお湯で溶かす必要がない乳児用液体ミルクは開封してすぐに乳児に飲ませることができ、近年、大規模自然災害が相次いだこともあり、乳児用液体ミルクに対する注目度は高まっているように思われます。海外では早くから乳児用液体ミルクが普及していました。日本では2016年に発生した熊本地震の際に、フィンランドから寄せられた支援物資の中に乳児用液体ミルクがあり、避難所などで赤ちゃん連れの母親に喜ばれました。

こうした経緯から、国産乳児用液体ミルクの製造販売を求める声も高まり、販売にあつての公的基準を定めた改正厚生労働省令が2018年8月に施行され、これに基づいて本年3月よりスーパーなどで店頭販売が始まり、先月からはコンビニエンスストアでも販売がスタートいたしました。乳児用液体ミルクは災害発生時だけでなく、日ごろの子育てにおいても乳児の命をつなぐ貴重な栄養源となります。本町でも災害時の備蓄品として国産乳児用液体ミルクを加えるよう検討してはいかがでしょうか。

その上で、国産乳児用液体ミルクの町の認識、災害時の備蓄品としての活用について、お考えをお尋ねいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町におきまして、乳児用の備蓄品は、新生児用の粉ミルクが1,000本、出生後9か月以降用の粉ミルクも1,000本、哺乳瓶500本を備蓄しております。議員がおっしゃるとおり、昨年8月に日本国内での液体ミルクの製造・販売が許可されたことから、現在、2種類の液体ミルクが販売されており、既に先進的に備蓄されている自治体もあると聞いております。液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、温めずに乳幼児に飲ませることができ、また、常温保存できることから、東日本大震災以降、災害備蓄品として各方面から注目が集まっていると認識しております。

しかし、国産の液体ミルクについては、子育て世代の方々に、ある一定、認知

はされているものの、まだまだ認知度が低いことから、まず知ってもらうことを目的に、防災担当の総務課と乳児の健康を担当する「こども健康課」が連携し、乳幼児検診や母親教室を開催する際の啓発物品として液体ミルクを配布し、認知度を高め、同時に若年層の防災意識の向上にも繋げていければと考えているところでもあります。また、本年8月からは、大手コンビニエンスストアでの取り扱いもはじまり、今後、液体ミルクの利用者がふえてくるものだと思います。

このことから、本町といたしましては、現在備蓄している粉ミルクに加え、少々割高ではありますが、液体ミルクを併用して備蓄することを検討していきたいと考えております。また、調乳には保存料の使用が禁止されていることから、乳児用ミルクは他の備蓄品と比べ、賞味期限が短いため、食品ロスを防ぐ観点からも、賞味期限の近づいたミルクを保育園での日常保育で使用し、また使った分を補充していくといった手法であります「ローリングストック」の活用も、積極的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 大変前向きなご答弁、ありがとうございました。一日も早く備蓄品に乳児用液体ミルクが導入されることを期待しております。その上で、ご答弁の中にもありましたが、使った分を補充していく「ローリングストック」と言われる手法を活用して下さるという内容でしたが、食品ロスを防ぐ上からも賞味期限が近づいた液体ミルクを保育園での日常保育などで使ってくださったり、また、先ほども言われた乳幼児検診等での配布も検討して下さることは大変重要だと思います。

しかし、どんなに便利で安全なものであったとしても、認知をされていなければ何もなりません。昨年9月の北海道胆振東部地震で北海道は乳児用液体ミルクの配布に慎重を期するよう求める通知を出しました。日本では使用例が少なく、衛生管理が難しいとのことでした。東京都から支援物資として被災5町に合計1,050本配布されましたが、結局そのときは1本だけが使われてあと残り全てが廃棄されてしまいました。災害時のときだけでなく日常の子育てにおいても、また日々の夜間の授乳や外出時の持ち物として重宝する乳児用液体ミルクです。安心して使っていただくためにも、保育園や乳幼児検診などだけではなくて、子育て支援「ちいすてっぷ」での行事や「ぴよぴよクラブ」などで乳児用液体ミルク

の試飲会や配布なども行い、利用していただいた方の声も聞いてはいかがでしょうか。それとあわせて、多くの住民の皆様に乳児用液体ミルクの認知度を高める上からも、広報やSNSなどで周知をすればと思います。

今後のさらなる取り組みについてご答弁をいただきまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、お話がありましたように、子育て支援といった意味で液体ミルクにつきましてはかなり有用なものであると思われまます。今後、こども未来課とも、もちろんまた「ちいすてっぷ」等もありますので連携もさせていただいて、そのあたりも考えてはいきたいと思いますが、まず、有用であるのは間違いないんですが、町としても備蓄であったり啓発については今後、積極的には進めてまいりたいと思います。その中で災害の面でありますと、自助としての備蓄という意味で、子を持つ親として、自助として災害時のためのものとして備蓄を自分でもしていただくようなことも啓発のほうでさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目に移らせていただきます。親亡き後の「地域生活支援拠点等の整備」についてでございます。地域生活支援拠点とは、障害児者の重度化や親亡きあとを見据え、障害児者が地域で暮らしていくための機能や地域の実情に応じた創意工夫により整備し、その生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。国の基本指針においても、2020年度末に各市町村または圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。障害があるお子さんを抱える親御さんは、自分の子どもより早く死ねない。親亡きあとを思うと心配だと切実な思いを抱いているお声をたくさんお聞きします。

障害と一言で言っても多様であり、抱える問題や課題もそれぞれです。緊急時の場合や親亡きあとの心配に対応するため住まい、身の回りの世話、相談、財産

管理、成年後見制度、就労、社会参加等課題はたくさんありますが、共生社会、また三郷町はSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」の実現を目指し、障害のある方の地域生活を支える「地域生活支援拠点」の整備、強化、充実を町としてどのように推進していくかをお聞かせください。その上で現在の取り組み、また、課題、さらなる充実に向けた考え方についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、「地域生活支援拠点」とは、障害児者の高齢化及び重度化や、親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる拠点のことです。厚生労働省では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成30年度に施行され、令和2年度末までに各市町村、または障害保健福祉圏域に少なくとも1箇所の支援拠点を整備することとなっております。SDGs未来都市である本町では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、より一層、障害者への福祉施策を推進しているところであります。

議員ご質問の現在の取り組みについてであります。本町では、関係機関との連携を図りながら、障害児者の高齢化や親亡き後を見据えたサービスの提供体制を構築することを目的として、西和7町の行政職員及び障害福祉事業所等の関係者で構成される「西和7町障害者等支援協議会」を設置し、2か月に一度、支援体制についての調整会議を開催しております。

主な内容といたしまして、本協議会では、特に障害児者の緊急時の受け入れ体制が重要であると考えております。このため、西和7町圏域の事業所に対し、受け入れ体制の重要性や整備の構築等について説明を行い、協力していただける事業所の選定を行っているところであります。

次に、2点目の課題についてであります。障害者の高齢化や重度化に関する問題点や、親亡き後の心配に対応するため、身の回りの世話、財産管理、成年後見制度、就労問題など、まだまだ課題が多岐にわたり山積しているのが現状であります。

最後に、3点目の「さらなる充実に向けた考え方について」であります。地

域生活支援拠点等が担う、相談支援や専門的人材の確保、また地域の体制づくりなど、西和7町障害者等支援協議会を通じ、障害福祉事業所との連携をより密にしながら、さらなる福祉サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 大変にありがとうございました。第5期障害福祉計画策定において、住民アンケートも、町としても実施されているとお伺いしております。西和7町障害者等支援協議会との連携体制もとられる中で、ワーキングチームを30年度にも立ち上げられ、検討を重ねられるということもお聞きしていました。地域福祉を担う事業所等々ともさらに協力を深めていただき、地域の実情にも十分配慮していただけるようお願い申し上げます。

障害のある方がサービスを利用するためには、サービス利用計画が必要とお聞きしておりますが、この計画を立てる方法は計画の作成を専門とする相談支援専門員がご本人の意志やご家族の意向を確認しながら立てる方法と、ご本人が立てるセルフプランの二つがあるとお聞きしております。相談支援専門員の人員の確保や育成のための研修会などは行われる計画はありますでしょうか、お尋ねいたします。

障害児者が今後地域生活を送っていく上で、少しでも生活しやすい安心して暮らせるまちづくりが望まれると思います。そうしたことに向けてこれからも引き続き地域生活支援拠点等の整備がさらに拡充していくことを希望いたしまして、ご答弁をお聞きし、私の二つ目の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの3点目の、さらなる充実のところと若干重複するところもございますが、先ほどご指摘いただきました相談事業、また専門的な人材の確保ということが西和7町でも喫緊の課題となっております。また、先ほどご指摘いただきましたように、アンケート調査も行っておりますので、そういった相談支援。また、専門的な人材の確保ということで、各町でできる取り組みは何なのか、また、各7町合同でできることは何なのかということをお2か月に1度の会議で進めてまい

りたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 6番、高田好子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆様、こんにちは。澤美穂でございます。初めて登壇させていただきました。この場に立たせていただいたことに多くの方に感謝を申し上げ、議長のお許しをいただきまして、ただいまから質問させていただきます。何分初めてのことでございます。お聞き苦しい点多々あるかと思いますが、どうかご容赦をいただきまして、よろしくお願い申し上げます。

避難行動要支援者登録内容個別票兼台帳の登録ミスについて、お伺いいたします。

平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけられたことにより、三郷町でも平成26年6月1日発行の「広報さんごう」、ナンバー590の10ページに名簿を作成する旨が掲載され、①65歳以上の単身老人、②75歳以上の夫婦世帯、③要介護認定3から5を受けておられる方について、同意確認方法として、民生児童委員さんが戸別に訪問すると告知してありました。しかしながら、配偶者のいる夫婦世帯なのに、独居扱いになっていたり、かかりつけ医の欄には全くかかったことがない病院名が記載されていたりと、登録内容に多くの間違いがあったと複数の方からご報告をいただいています。民生児童委員さんが同意確認等にも関わっておられるため、この件により、民生委員さん達に不信感を持たれるおそれもあります。外部委託先によるミスだと聞いておりますが、平成27年10月16日に公募型プロポーザル方式で業者を公募されているのですが、結果についての報告を見つけ出すことができませんでした。業者選定の理由と原因は特定できているのか、対象者は何名で間違いは何件あったのか、また対処方法とその進捗状況にもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村長は高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人から

の同意を得て、消防・民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供することと義務づけられました。

これに伴い、本町では平成27年度に避難行動要支援者支援システムを導入し、翌年度より運用を開始しています。また、本町における要支援者の基準では、①65歳以上の単身高齢者世帯、②75歳以上の高齢者夫婦世帯、③要介護3以上の認定を受けておられる方を対象に、本人からの同意を得て、要支援者台帳を作成しています。

次に、運用方法につきましては、3年に一度、台帳の更新作業を行っておりまして、転入などの新規要支援者につきましては、年に一度まとめて台帳を作成しているのが現状であります。

議員ご質問の業者選定につきましては、三郷町契約規則に基づき、平成27年度に公募型プロポーザル方式により、公募を行いました。その結果、2者からの選定参加申請書が提出されましたが、そのうち1者が提案前に辞退したため、残り1者からの提案内容を審査し、選定に至ったものであります。また、今回の対象者数でございますが、約1,400名で、そのうち約450件の登録ミスがありました。主な原因といたしましては、システムの不具合や入力ミスに加え、最終的に担当課でのチェックが不十分であったことが原因でありました。

最後に、対処方法及び進捗状況でございますが、まずは、民生委員の皆様方へのおわびと説明に出向きまして、ミスのあった登録者の方々につきましても、謝罪を行っているところであります。このたびは、民生委員様を初め、多くの方々にご迷惑をおかけし、まことに申しわけございませんでした。今後、このようなことが起こらないよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご丁寧な説明、ありがとうございました。システムは3年に一度更新されるということで、転入される方については年に一度ということでしたが、例えば、対象者の年齢が年齢だけに、3年ごとだとかかりつけ医が変わったり、また配偶者がホームに入られたりすることもあるでしょうから、本人からの情報変更の連絡の申し出があった場合は個別に対応し、最新の情報に書きかえてくださるのか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。澤議員の再質問について、お答えさせていただきます。

転入の方や新規でどうしても登録してほしいといった住民の方もいらっしゃいます。そういった方には、随時対応できるように、年に一度になります。また、まとめての入力ということで、年度末に一度まとめて随時入力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 常に得られる最新の情報を持っていただけるということで、安心いたしました。総務省が平成30年6月1日現在における各市町村の取り組み状況についての調査を実施し、結果を取りまとめ、平成30年11月5日付で消防庁と内閣府が連名で各都道府県の消防防災主管部長に対し、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の平常時からの提供状況の促進等について市町村別に通知したものがここにございます。こちら、ホームページからも見られるんですけども、県内39市町村のデータが載っていますが、有事の際だけではなく、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供しているものの、県の平均が30.6%です。約3割の方がもう普通にオープンしてくださいということなんですけれども、三郷町は96.1%です。何と県の平均の3倍以上なんです。この96.1%が何をあらわしているかということ、私は三郷町役場、職員、民生委員さんに対する住民の絶大なる信頼のあらわれだと思います。これはひとえに職員の皆さんのご尽力の賜物であると思っています。

私は美松ケ丘自主防災組織の委員の1人として、また一防災士として、訓練の際、皆さんが被災をしたら、職員も同じように被災していますので、自分の身は自分で守って、助けに来てくれると思わないでくださいというふうにお答えしています。これは、美松ケ丘だけではなく、多分、自助・共助・互近助というのはほかの地区でも言われていることですが、やはりもしもの場合、頼れるのは役場だなというふうに思っているらっしゃるあらわれだと思います。この名簿は、有事の際、生死を分けるかもしれない命のリストです。どうかもうこのようなことが起こらないように、これからもよろしくお願い申し上げまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。8 番、澤美穂議員。

8 番（澤 美穂）（登壇） それでは、2 問目の質問に入らせていただきます。スクールゾーンの整備、キッズゾーンの創設について、お伺いたします。

今年の5月8日、滋賀県大津市で何の落ち度もなく、ただ散歩をしていただけの保育園児2名が命を落とし、14名が重軽傷を負うという痛ましい交通事故が起きました。その交差点にガードレールがあれば、事故は防げたと思われませんが、現場の道路を管理する滋賀県道路課の担当者は、この歩道の幅は約4メートルと広く、縁石もあり、通学路ではなく、設置の要望や問題とされる場所では、事前の対策を講じることも自体が難しいと答えたそうです。

例えば、三郷町内にも勢野北のファミリーマート前の交差点のように、登校時の集合場所になっている歩道があります。通学時間帯は、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、通勤ラッシュと重なり、ひっきりなしに車が通り、同じような事故が起こる可能性があります。この勢野西の交差点だけではなく、少なくとも、スクールゾーン上の交差点のある歩道についてはガードレールを設置し、歩道が設けられていない路側帯のスクールゾーンはグリーンのカラースタンプ、出会い頭事故のおそれがある危険箇所にはレッドのカラースタンプをし、交通事故防止の啓発を徹底していただくよう要望いたします。

また、三郷町はいち早くゾーン30の整備をされ、生活道路での交通事故防止に取り組んでおられることは一住民としてすばらしいことだと思っております。今後はスクールゾーンだけでなく、保育園、幼稚園児が通園に使用する道をキッズゾーンとして、政府が交通安全緊急対策の一つとして、同地帯を創設する方針を表明していますが、三郷町としても、キッズゾーンの創設のお考えはあるのか、お聞かせください。お願いします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 澤議員から2問目の質問についてお答えしたいと思います。

本町では、日ごろより、全ての住民の皆様を交通事故から守り、交通安全意識の向上のため、西和警察署、町防犯交通安全対策協議会等の協力を得ながら交通安全対策に取り組んでおります。しかし、議員のご質問にもありましたとおり、昨今多発しております交通事故には心を痛めているところです。

本町といたしましても、西和警察署、教育委員会、道路管理者、交通安全担当課と協議を行い、危険な箇所に対する道路整備及び交通安全設備の設置、並びに信号機の切りかわり時間の延長や信号機の設置の要望など取り組みを行っているところです。今後も確認された危険箇所につきましては、各学校と各PTAの皆様の意見も聞かせていただき、各関係機関と協議し、子ども達の安全を守るために然るべき対応をしていきたいと考えております。

また、キッズゾーンにつきましては、幼稚園、保育園等の施設がある場所付近で、園児の散歩コースなどを中心に、その安全確保に向けて、ドライバーに交通事故防止の注意を喚起し、子どもへの見守り意識を高めるものです。キッズゾーンの設置については、大津市が今年の5月に同市内での事故を受け、国に対して設置の要望をしたものであり、その後、国において全国に設置する方針を6月21日に閣議決定されました。そして、大津市においては、先行して7月からキッズゾーンの整備をされているところです。

このことを踏まえて、本町といたしましても、現在、園児が通る散歩コースなど、今、確認を行っているところです。今後は、道路管理者や警察署などと合同点検を実施し、安全対策の必要箇所の抽出を行い、その結果を協議、検討しながら、キッズゾーンの設置などの対応策の作成に取り組むところです。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 前向きなご答弁、本当にありがとうございました。

内閣府が8月30日に公表した、国民生活に関する世論調査によりますと、政府が力を入れるべき政策、こちらは複数回答となっておりますが、交通安全対策を挙げた人は22.3%と、前年比で7.4ポイント増になっています。同じ質問を始めた1998年度以降で最高だったそうです。高齢ドライバーによる事故や幼い子どもが犠牲になった交通事故が相次いだことが影響していると思われます。子どもだけではなく、全ての住民が安心して暮らせるよう、これからもどうぞよろしく願いいたします。

お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） では、議長のお許しをいただきまして、私からは、三郷町内の調整池の有効活用による公園整備という質問をさせていただきます。

国は、緑やオープンスペースを確保し、レクリエーションの場の提供や潤いのある豊かな都市景観の形成に資する都市公園の整備を長年推進しています。その結果、全国の1人当たりの都市公園等面積は、調査開始時の昭和35年度末の1人当たり2.1平米から、平成29年度末では、1人当たり10.5平米にも達するようになっていきます。三郷町は、この1人当たり都市公園等の面積は平成28年度末のデータとなりますが、1人当たり11.92平米と、全国平均以上の都市公園面積を確保しています。もっともこの数字は、諸外国の都市における同数字と比較すると、まだまだ低いもので、国も引き続き、都市に潤いとゆとりをもたらす緑が適切に確保、保全されるよう支援を行っていくとしています。

そのような状況の中、三郷町内の調整池の中には、敷地の有効活用がされずにいるものが幾つかあります。そこで、都市公園整備の一例として、町内に複数ある調整池のうち、ふさわしいものについて、これを都市公園として整備することで、子どもの遊び場の確保や、緑化による潤いのある住環境の確保につながればどうかと考えますが、いかがでしょうか。

町の見解をお聞きいたします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） ただいま木谷議員のほうからご質問いただきました町内の調整池の有効活用による公園整備についてお答えさせていただきます。

まず、三郷町内の都市公園につきましては、58か所の公園と21か所の緑地があります。それぞれ合計した面積は27万4,359.96平米、町民1人当たりの公園面積は、議員のお述べのとおり、11.92平米/人になります。全国平均の10.5平米/人と比べて、上回っている状況であります。そのうち事業計画の認可を受けて公園を整備したものが4か所あり、現在、新たな都市公園の整備計画はない状況です。

議員お述べの調整池につきましては、宅地造成に伴い開発業者が整備したものや、河川管理者が河川等の溢水に対応するため整備した遊水池があります。調整池等の有効利用の事例としましては、奈良県内においては橿原市内の「曾我川緑地」における、隣接する体育館の駐車場使用とテニスコートの整備などがありま

す。県外の調整池等の有効利用につきましては、関東方面にはなりますが、埼玉県では越谷レイクタウンという計画段階から調整池等をまちづくりの中心に据えてオープンスペースとして複合的な利活用を図っています。また、横浜市においては、調整池等の上部に建造物、建物を設置することで、新たな居住空間の確保や商業施設の誘致につながっているところです。

有効利用なされている調整池等は、池の計画段階から有効利用を念頭に設置されたものが多く、既存の調整池等の利活用の事例は現在のところ、ほとんど見当たらないところです。既存の調整池等については、できるだけ少ない面積で貯水量を確保する設計が多いため、現状のままで公園として機能させるには利便性が低く、安全上、出入りが制限されており、降雨の際に調整池に水がたまり始めた池内部から安全に避難するということが困難なケースも考えられます。また、構造上土砂がたまりやすく、水はけも悪いため利用方法については制限を受けると思われます。

議員からご提案いただきました、既存の調整池等の有効利用につきましては、池ごとに設置状況が異なり、本来の防災機能を損なわず利活用を図るには、先に述べたようなさまざまな制約事項があり、議員ご提案の調整池の都市公園整備には多額の費用が予想され、平面を造成して公園を整備する手法と比較して難易度は高く、その実現は厳しいと考えているところです。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁いただきまして、既存といいますか、調整池の有効活用がされている事例については、計画段階、最初につくられる段階から、そのような利用をするということで設計されたものだというのが主になっているということで、既存の調整池をそのように改修するということは、費用の問題から難しいというふうなご答弁であったというふうに捉えました。

実際のところ、こちらの整備をするに当たって、どれぐらいの予算が必要かというところがすごく大きな問題になるんであろうというところは確かに予想していたところではあるのですけれども、今までの子ども議会での一般質問や、先般開催されました子ども町長の方針発表でも発言がありましたように、三郷町内においては、子どもにとって望ましい十分な遊び場の確保ができていないものというふうに考えております。もちろん、大人にとっても緑豊かな都市環境が整備さ

れているかどうかは、この三郷町でこの先、ずっと住んでいきたいと考える際に重要な要素であるというふうに考えております。もちろん、緑地を確保することは、いわゆる地球温暖化の防止の目的の観点からも重要でありますし、これらのことがございますので、この質問についてはちょっと難しいようなんですけども、ご指摘のような困難もあるかと思いますが、もし何らか工夫していただいて、可能であれば、調整池の土地の有効活用という面から、ぜひ考えていただきたいと思いますが、それが難しいようでも、引き続き都市公園の整備を調整池の活用に限らず、検討していただければと思ひまして、何かしらひとつちょっとご検討いただきまして、お答えいただければなと思ひますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

大変厳しい答えをさせていただいたことは重々わかっております。しかし、調整池にあつては貯水量等々が決まっております。そして、それはなぜかという、防災上、水をためるといふことで決まっておりますので、ここを無用に変えることはできません。この量は県に報告しておりますので、それを変えてしまいますと、また新たに貯水池をつくることとなります。こういうことをすること自体が一つマイナスの面が出てくるということ。そして、もう一つは非常に危険な場所だということなんですね。ちょうど私の家の下に貯水池がございます。そこに子どもがよく上の公園で遊んでボールを落とすんですよ。そしたら、私の家へ来て、悪いですけど、ボールとってくださいと言ふんですね。私も子どものためにとつて、その池の中に入りまして、ボールをとりに行きます。ボールをとりに行くときの高さがあつて、非常に怖い思いをしています。ここにどうやって、その下に降りられるような構築物をつくるか、これは非常に採算性から言つても、無理な話だと思ひます。ですから、そういう観点を鑑みますと、今現在の貯水池を子どもの遊び場に変えるといふのはちょっと至難の業かなと思ひます。

しかしながら、議員がおっしゃられているように、そういう防災上の貯水池を改造するといふよりも、ほかにまだ改めて都市公園を整備するほうが得策ではないのかなと思ひますが、今のところ、全国平均、奈良県の平均よりも上回っている以上、この計画もよく検討して考えていきたいと思ひます。非常に木谷議員の質問に対しまして、ちょっときつい回答になるかもわかりませんが、ご理

解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書をもとにがん検診の受診率を上げる新たな取り組み（がん探知犬）の提案について。一般質問をさせていただきます。

がんは日本において昭和56年より死因の第1位となり、現在では国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっており、年間36万人以上の国民ががんで死亡しており、この奈良県においても、死因の第1位であり、年間では死因の3割を占める4,000人の方ががんで亡くなっておられます。

このように、がんは生命及び健康にとって重大な課題であることから、がん対策のより一層の推進を図るため、国はこれまでにがん死亡率20%減少、がん検診受診率を50%以上にすることを目標に掲げ、昨年3月にがん対策推進基本計画を見直し、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指すことを目標として、また県では、がんにならない、がんになっても安心できる奈良県を基本理念に定め、さらなる死亡率の減少を目標に、がんで亡くならない県日本一を目指して第3期奈良県がん対策推進計画が策定されました。そして、三郷町では、第2次「健康三郷21」中間見直し計画を策定し、この中の取り組みの一つとして、がん予防に向けた知識の普及やがん検診の受診の啓発などを行っております。

ここで誤解のないようには言っておきたいんですけども、三郷町が今行っておりますがん検診ですが、住民にとっては本当にありがたいことで、受診金額の負担も少なく、おまけにフルセット検診が受けられるということで、非常に助かっておられます。これらのなくてはならないがん検診があることを大前提として話を進めさせていただきます。

全国平均の受診率で見ますと、胃がん、大腸がん、肺がん検診はいずれも40%未満で、女性特有の乳がん、子宮がんの検診率は30%に満たない状態でございます。また、奈良県内のがん検診受診率においては、全国平均を下回る低い状態で引き続き対策を講ずる必要があるとされております。

がん検診を受診しない多くの理由は、世論調査によると、仕事等で忙しく、受

診する時間がないという理由が圧倒的に多く、そのほかには健康状態に自信があり、必要性を感じないから、また心配なときはいつでも医療機関を受診できるからなどが挙げられており、がん検診についての正しい認識を持ち、正しい行動をとってもらおうよう、より効果的な受診勧奨や普及啓発、受診者の立場に立った利便性への配慮等の対策が求められております。

そこで提案ですが、がん検診の受診率を上げる方法の一つとして、がん探知犬によるがん判定を取り入れてみたらどうでしょうか。このがん探知犬、どういったものかといいますと、がん細胞にはそれぞれがん特有の特殊なおおいがあり、それを、訓練を受けた犬が人間の呼気、いわゆる息のにおいで健康な人間と、がん患者のにおいを嗅ぎ分けてがんを判定するというものでございます。がん探知犬のがんを発見する精度はほぼ100%、もう少し詳しく言いますと、99.8%と言われるほどで、血液のがんである白血病や沈黙の臓器と言われる膵臓のがんもごくごく小さい状態、ステージ0の状態で見つけた実績があるようです。要は、良性の腫瘍には反応せず、悪性のどんながんの種類にでも、ステージ0の状態で見つけることができるということです。

検査方法は至って簡単で、専用のパックが送られてくるんですけども、その袋の中に息を吹きかけて、その息を7割ぐらい入れて、それを返信封筒の中に入れて郵送で送るだけのシンプルなものなんですけども、時間のない方や検査の苦痛やストレスから、これまで検査を敬遠されてきた方にも簡単にがんの有無を知ることができます。そして、判定の結果、もしがんが見つかった場合は、かかりつけ医や大学病院、がん専門病院で精密な検査を受けることになるので、必然と受診率が上がると思います。

ある自治体の例を挙げますと、山形県の金山町ですが、人口約5,500人ほどの小さな町なんですけども、一昨年から2年間、期間限定でがん探知犬を取り入れて健康受診を実施したところ、当初は300人ほどの方が受診されるであろうということを想定されていたようですけども、実際、ふたをあけてみると、約1,000人の住民の方がこのがん探知犬の検診を受けられたようです。その結果、実際に数人の方が、がんが見つかりまして、既に治療されたようですけども、結果を踏まえて、町の担当課の方が言われていたのは、受診者に負担をかけずに早期にがんを見つけられるとあって、多くの住民が検診に同意をし、健康意識が高まった、実際にはがんが見つかった人もいて、一定の成果があったと話しておら

れました。ちなみに、山形県のがんの検診率は全国平均と比べても断トツに高い状態でございます。

そこでお伺いたします。この三郷町でも、がん探知犬の取り組みについて、ぜひご検討していただきたいのですが、町としてどのように考えておられますか。よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、がんは、日本人の死因の第1位であり、本町におきましても、死因の約3割を占めております。このことを受け、県では、「第3期がん対策推進基本計画」を平成30年3月に策定し、「がんで亡くならない県、日本一」を全体目標として掲げています。

一方、本町では、平成31年3月に「健康三郷21」の第2次計画を策定し、がん検診を受診することの重要性について啓発しているところであります。また、受診率向上に向けた主な取り組みといたしましては、複数のがん検診を一度に受けられるよう、セット検診を年3回実施し、日曜日の検診を取り入れております。子宮頸がんでは、20歳の女性の方に、乳がん検診では、40歳の女性の方に無料クーポン券を配布し、個別の受診勧奨、再勧奨を行うコールリコール事業も進めております。さらに、平成30年度から胃の内視鏡検査を、今年度からは、大腸がん検査の個別検診を実施しており、11月を「がん予防月間」として位置づけ、啓発活動を行っております。

次に、平成29年度における奈良県市町村がん検診の受診率でございますが、奈良県平均では、胃がん検診が9.6%、肺がん検診が8.9%、大腸がん検診が19.3%、乳がん検診が20.6%、子宮がん検診が20%となっております。これに対し、本町では胃がん検診が7.8%、肺がん検診が6.4%、大腸がん検診が10.5%、乳がん検診が20.3%、子宮がん検診が17.5%となっており、全ての受診率において県平均を下回っているのが現状であります。

このような中、議員ご質問の、がん探知犬による、がん判定を取り入れてみてはどうかとのご意見でございますが、国の指針には、「がん検診は、がんによる死亡率が減少することが科学的に証明されている有効性が確立した検診を実施する」とガイドラインに示されております。例えば、胃がん検診であれば胃エックス線

や内視鏡検査、大腸がん検診では便の潜血検査、肺がん検診では胸部のエックス線といったように、検診方法が具体化されています。

本町といたしましても、より多くの方にがん検診を受けていただく取り組みは、喫緊の課題であると認識しております。しかしながら、科学的に証明された国の指針をベースにがん検診を実施していくことが行政の責務であり、ご提案をいただきました「がん探知犬の取り組み」につきましては、現段階では考えておりません。

失礼します。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ただいま坂田部長から細かく説明をしていただき、ご答弁いただきまして、町として考えていないということで、ある意味ここまではつきり言われたら、気持ちいいものがあるんですけども。ただ、わかっていたきたいのは、決して今回、このがん探知犬の取り組み、思いつきで提案したわけではございません。実はがん探知犬の機関に直接問い合わせを何回かしてたんですけども、そこでちょっとお話を聞かせていただきました。先ほど、冒頭にもありましたけども、がん探知犬の感度は本当に非常に高く、早期がんや高度異形成、つまり子宮がん系にも反応し、その的中率は、これは大学の研究機関によって100%近いことが既にこれは実証されております。また、国内だけではなく、実は今、海外でモンゴルの国立がんセンターとパラオ共和国の国立がんセンターがこのがん探知犬を取り入れて進めていくことがもう決まったようです。

我が国は、対策型検診として、市町村が行う科学的根拠に基づくがん検診を推進し、公共政策として実施されておりますけども、このがん探知犬の判定は、私は非科学的だとは思っておりません。なので、私自身それなりに確信が持てたので、今回、一般質問という形で提案をさせていただきました。がん探知犬を導入することによって、町民の皆様にも形はどうであれ、がん検診に興味を持ってもらえる、またマスコミ等に注目を浴びて、三郷町の知名度も上がり、それだけ三郷町は町民の健康を考えているんだということもアピールすることもできますし、その上、受診率も上がれば、一石二鳥だと思ったわけでございます。

最後になりますけども、がん探知犬をヒントに、今まさに世界中が競って人工知能の研究をされている真最中であり、今既に肺がん特有の人間が吐く息の臭気でほぼほぼ肺がんというのはもう確定されているようですけども、近い将来、5

年になるか、6年になるかわかりませんが、呼気の臭気で人工知能ががん判定できる時代が来ると思いますので、町としても国の動向を見ながら、アンテナを張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に2点だけ要望させていただきます。

1点目は、がん探知犬のことを、私個人、フェイスブックとかやっておりますので、近所でもがん探知犬によるがん判定あるんだよということを言いふらしますし、フェイスブックでもこれからアップしていこうと思っているので、今後もしこの三郷町にがん探知犬のことで問い合わせがあれば、邪険にせずできる範囲で結構ですので、こういった取り組みがありますよということだけお伝えしていただけたらと思います。何なら、僕、辰己議員に聞いてくださいと振ってもらってもいいので、それはちょっとお願いしておきたいなと思います。

そして、2点目、先ほども坂田部長の中にも話がありましたけども、三郷町はこの4種類のがん検診が同時に受けられるフルセット検診、これは非常に人気が高く、キャンセル待ちが出ているぐらいだと聞いておりますけども、できれば、1人でも多く受診できるように考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上の2点を要望いたしまして、答弁をお聞きし、私の質問を終えたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 辰己議員の再質問について回答させていただきます。

まず、1点目のがん探知犬による問い合わせの件かなというふうに思います。町としてはなかなか正直受けられないところもあると思ったんですが、辰己議員のほうに直接といったお話がございましたので、直接取り次がせていただきたいかなというふうに思っております。ちょっと町のほうではまとまった回答ができないかなというふうに思いますので、直接取り次がせていただきます。

そして、2点目のフルセットの検診につきましては、住民さんからかなり評判がいいということで、今、ご指摘ございました。なるべく多くの方に受診していただけるように、キャンセル等もないように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の1問目の質問に入らせていただきます。もう眠い時間かもしれませんが、しばらくよろしく願いいたします。

「肺炎球菌ワクチン（プレベナー）の助成を」ということで、肺炎はご存知のようにいろんな肺炎がございます。誤嚥性の肺炎もありますし、この誤嚥性は町のほうでいろんな体操、介護予防をやっていますね、そういうのでもかなり予防もできます。菌でなる肺炎もたくさんございます。

我が国の死因は、がん、心疾患、脳血管障害、しかし最後は肺炎になって亡くなることが多く、ある意味では死因第1位は肺炎とも言えるわけです。高齢者は慢性疾患、合併症を持っていたり、高齢になると、免疫力の低下もあり、こういったことで細菌性の肺炎にかかりやすく、重症化したり、また死に至るということとなります。肺炎の死亡者は95%以上が65歳以上、年間日本では8万人以上が肺炎で亡くなっておられます。肺炎球菌ワクチンを接種することで重症化を抑制したり、発症を予防する効果があり、医療費の抑制にもつながります。そしてまた高齢者の命を守る、健康な高齢者が三郷には多いということにもつながってまいります。

現在、健康寿命日本一を掲げておられます三郷町、いろいろな介護予防にも大変力を入れて、効果も出ております。スッキリ体操とか、いきいき百歳体操とか、また器具を使つての筋力のアップとか、いろいろと力を入れて、もうこれは大変私も評価をしております。効果も出ているということ町長からもお聞きしております。多くの自治体で65歳以上の接種の助成を実施しておりました。金額的なものは町によって助成金はまちまちです。

2010年、平成22年、私はぜひ助成をしてほしいということで、三郷町でも助成をという一般質問をさせていただきました。そのときには、検討します、前向きなのか、後ろ向きなのかわかりませんが、検討しますという答弁でありまして、その後、速やかに助成を実施することとなりました。これは大変私も評価しております。早速私も夫婦で接種を受けました。個人負担4,000円、大体8,000円から1万円前後します、1本がね、保険きかなければ。4,000円ということは、高齢者は年金暮らしも多いわけですから、負担が確かに予防で

きるのであれば、命にはかえられないと思ってもやっぱり4,000円以上の負担になると、接種を受けづらい、やっぱりそういったこともございますので、助成があるかないでは随分接種率も変わります。特に、三郷町ではいろいろな接種率が大変悪いようでございます。

それで、その後、国のほうでも、テレビでも皆さん目にしたと思います。玉三郎が宣伝しておりましたね、65歳以上になれば、肺炎球菌ワクチンをとということで。国のほうからの助成も現在、受けられますが、これは65歳、70歳、75、80と5歳刻みの節目の年のみでございます。だから、その年を逃せば、あと4年間は国のほうでは受けられません。しかし、三郷町のほうでは国の助成以前に実施していただくことになり、いつでも受けてない方は受けることができます。ただし、窓口は国のほうも町で窓口なんですけれども、金額も個人負担4,000円、これも同じです。しかし、両方ダブっては受けられません。どちらかをチョイスできます。一度受けると、一生、もう助成金は出ません。それで、そういったことで、また当町で助成の運びとなった以降の接種率、人数も含めて接種率をお聞きしたいと思います。進捗状況ですね。多分、接種率は悪いと思うんですが。

それと、この助成金が出るというのは、大きく分けて球菌ワクチンは2種類ございます。今、国と三郷町でも助成をしているワクチンはニューモバックスといえます。私が今回、ぜひ助成をお願いしたいというのは、プレベナーワクチンのほうでございます。これは、一度も接種してない方はまずプレベナーのほうを打ってほしいという医師の話でありました。それほど大事なものです。そのプレベナーを先に打って、あと1年後にもう一つのほうのニューモバックスを打つわけですよね。ニューモバックスは年々免疫力が低下します。5年過ぎても少しは残ってますが、5年過ぎれば、もう1回助成を受けてると、あとは個人負担ということになります。しかし、このプレベナーワクチンは一生で1回のみです、接種するのはね。大変便利であるし、むしろこっちを重要視しているお医者さんが多いようです。また、アメリカでは65歳以上の方がこの2種セットで推奨しております。日本は大変意識が低いと言われております。やっとな厚労省のほうもこの助成を、三郷町では4,000円の自己負担で、国のほうも5歳刻みで助成を実施しておりますが、その推移をお聞きしたいと思います。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、本町における高齢者肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、任意接種として平成23年度から実施しております。助成の対象者は65歳以上で、生涯1回のみ助成を行っており、自己負担額は4,000円であります。その後、平成26年10月に予防接種法の改正により、新たに65歳、70歳、75歳、80歳といった5歳刻みの節目の方を対象に定期接種としても助成を行っているのが現状であります。

議員ご質問の接種者数の推移ではございますが、定期接種では平成26年度で268人、27年度で223人、28年度で294人、29年度では290人であり、直近の平成30年度では対象者数が1,246人に対し、接種者数が208人で、接種率は16.7%となっております。

次に、ワクチンについてでございますが、ご承知のとおり、ニューモバックスとプレベナーの2種類がございます。予防接種法の施行令では、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種として、ニューモバックスを接種することとなっていることから、本町でも同ワクチンの接種に対し助成を行ってまいりました。一方、プレベナーにつきましては、厚生労働省では65歳以上の方に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能及び効果については、承認されております。しかしながら、科学的知見に基づいた専門家の検討結果を踏まえ、厚生労働省のQ&Aでは、肺炎球菌感染症の定期接種においては、プレベナーを使用しないことと示されております。

以上のことから、本町といたしましても、プレベナーの助成につきましては、現段階では考えておりませんが、今後の厚生労働省の動向には注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 確かに接種率は物すごく悪いですね。わずか4,000円で自分の命がかなり助かるということをもっと町のほうもPRしていただきたいと思います。また、高齢者の集まりとか、敬老の日にもたくさんの方が参られます。そういうときにリーフを渡すとか、あといろんなサロンで、町内あちらこちらでネットワークを初め、いろんな高齢者の集まりがたくさんございます。そ

ういったところにも、ちょっとそういうパンフレットを渡すとか、担当者のお世話になっている方に預けるとか、ぜひ肺炎球菌はかなり防げるんだよということ、命を守るため、また町の医療費の削減にもつながりますし、元気なお年寄りが三郷には多いなということぜひ力を入れていただきたいと思います。

日本では、厚労省がまだプレベナーのほうは云々とありましたけれども、両方助成するとなると、また財政面の問題もありますし、安全面というのは、実はこのプレベナーは120か国で承認されております。アメリカを初め、イギリス、ドイツ、フランス、多くの国で定期接種ワクチンとされております。三郷では、私が平成22年12月に質問したときに、検討をと、余り期待してなかったんですけど、翌年に実施の運びとなって、物すごく前向きに検討してくれたんだなと思いました。今回も検討しますということですが、また近い将来、実施の運びとなるように期待しております。

これも自己負担が8,000円、1万円前後します。今、助成金が出ているニューモバックスを打った方は、1年後、またはもう5年で切れる、もうすぐ切れる、私ももう切れますので、もうそろそろ打ってもいいよということですが、夫婦でやっぱり2万円ですとちょっと痛い。そやから、助成金の実施となれば、即接種したいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それとインフルエンザの自己負担、1,000円でしたか、インフルエンザはこの肺炎球菌よりも接種率がいいと思います。インフルエンザで結構全国でも亡くなる方が多いわけです。それで、インフルエンザも接種をしている。あと、やっぱりインフルエンザで重症化して死亡するリスクも少なくなりますね。インフルエンザも予防接種をしている。また、この肺炎球菌も接種しているという方は入院する確率が63%減り、また死亡する確率も81%減らすことができるというデータが出ております。こういったこともいろいろとご理解いただきまして、ぜひまた前向きの検討、できるだけ早くに実施の運びとしていただきますように。これはもう回答は結構です。大体予想つきますので。

1 問目は終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。5 番、先山哲子議員。

5 番（先山哲子）（登壇） それでは、2 問目の質問、「空家対策について」質問させていただきます。

急激な高齢化に伴い、また人口減少、人口減少ということは、世帯数も減少していきます。こういった要因で年々空き家が増加し、大きな問題となっていることは皆さんご存知のとおりでございます。特に、地方圏には多く、小さい村、町ではもう自治が成り立たなくなり、ゴーストタウンになる。もうそろそろその域に入っているところも、皆さんもいろいろとテレビなどで目にされていると思います。だから、もうその対策をどこの自治体も頭を悩ましているところですが、むしろ遅すぎたと思います。三郷町の人口規模でも、やはりこれはもう真剣に対処していかななくては、人口減、いろいろな面でまた財政にも影響してきます。こういったことを町としてもいろいろ対策は今しております。空き家は、衛生面、防犯、防災、また景観上も大変問題があり、長期間の放置で倒壊のおそれなど、治安上も大変問題となっております。

2013年、全国で一戸建て、6,063万戸に対し、空き家は13%強の820万戸ありました。また、年々これは増加の一途で、2018年の空き家は1,079万戸となっております。このペースは年々早いペースで増加しております。2023年は1,404万戸と予想しております。また、世帯数も減少、先ほど言いましたね、世帯数におきましては2019年、5,307万世帯で、これは2019年ですから、最近の話ですが、これをピークとして、2025年には5,244万世帯と予測されております。

中古住宅の流通が海外に比べて低いのは、日本の一般住宅、物すごく昔の住宅は耐用年数もしっかりした家が多うございますが、一般の戸建ての日本の住宅寿命は平均30年余りと言われております。そして、外国ではもう一般に買うのは中古、自分好みでリノベーションして住むというのが、これが普通です。例えば、フランスでは中古購入者は66.4%、家屋購入するうちの中古ですよ、新築じゃなくて、建てたりするんじゃない。アメリカで77.6%、イギリスで88.8%というように、耐久年数も長いですが、もう一般に空き家を、中古を買うというのが一般的でございます。こういった現状の差もあろうかと思えます。日本との差はね。

それで、総務省は2015年5月、空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家対策法を施行しております。また、三郷町でも同年、2015年5月、空き家バンクが開設されました。売却や賃貸物件をホームページや、あと業者に情報を提供し、売買を何軒か成立し、私、ホームページで見ましたが、探すとはっ

と三郷町が一番に出ました。かなり成果もある、力の入れ方がやっぱりよその町とは違うんだな。よその町を調べましても、みんないろいろと対策は講じておりますが、やっぱり地域性、環境はもちろん地域によって、自治体によって中身は当然違うと思います。三郷は三郷で成果があるんだなと思いました。

しかし、これからは人口減、世帯減、空き家はどんどん、一生懸命やってもふえる傾向にございますから、より一層力を入れる必要がございます。そのために、最初の空き家調査が国のほうからで、平成25年でしたか、そのときに空き家調査、全国で一斉にやりました。それによって倒壊危険のある場合、撤去の必要のあるところは地権者に通達して、そのように三郷町でも対処してもらいました。その空き家を調査した後、もうその1回だけで調査が終わっているのか、またその後、ちょこちょこやっているのか、その辺をお聞きして、またその三郷町における空き家の件数、推移、アバウトで結構ですので、それをお聞きしたいと思います。

また、ホームページにも載ってましたが、空き家バンクを設立して、それによって例えば賃貸が成立した、売買が成立したという、その件数も合わせてお聞かせいただきたいと思います。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 先山議員からいただいた2問目の質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問の「平成25年度空き家状況調査」の実施につきましては、まず賃貸物件については、法令上、「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」という規定がありますので、この調査から除いて、町内の一戸建ての全住宅を対象に外観調査を行いました。その結果、261戸の空き家対象住宅の存在を確認しております。その後、その所有者に対して今後の予定などアンケート調査を実施して、その後の対策ということを考えていたところです。

その後の状況としましては、新たに把握した空き家の戸数につきましては、平成26年度17戸、平成27年度は0戸、平成28年度は23戸、平成29年度は20戸、平成30年度は5戸となっております。そして、年度末の空き家の総戸数ですけれども、平成26年度につきましては234戸です。平成27年度は221戸、平成28年度につきましては197戸、平成29年度は200戸、平成30年度は181戸と推移しているところです。

本町では、平成26年度からは倒壊等の危険性のある空き家に対し、所有者が撤去する費用の一部補助や、町内に点在している空き家を購入し、リフォームする費用の一部の補助を行うため、「三郷町空き家等の適正管理に関する条例」、「三郷町空き家等の適正管理に関する条例規則」、「三郷町危険老朽空き家対策補助金交付要綱」、「三郷町定住化促進空き家活用補助交付要綱」の四つの条例、規則等を制定いたしました。

「危険老朽空き家対策補助金」につきましては、平成26年から令和元年度、現時点ですけれども、延べ3件に対して補助のほうをしているところです。

「定住化促進空き家活用補助金」につきましては、平成26年から令和元年度、現時点まで延べ18件に対して補助をしております。

さらに、補助金の活用を促進するため、「定住化促進空き家活用補助」について、町の「まちづくり総合戦略」の基本目標の中で補助目標件数を10件とし、今年度は当該補助に関するチラシを作成して、全国不動産協会大阪府本部及び奈良県本部を訪問して、チラシとデータを全ての店舗に配布していただくようお願いしているところです。

一方、居住されていない私有財産である空き家を有効活用することで、積極的に定住化を促進するため、町が空き家を売りたい方々の情報を募集して、ホームページ等で紹介する「空き家バンク」を平成27年度から開設し、持ち主と購入や活用したい方とのマッチングを図っているところです。

さきにご説明したアンケート調査の回答の中で登録申請を行う旨の回答があった方に対して、登録申請書を送付しておりますが、実際に空き家バンクへの登録にまで至る件数は少なく、現時点において、平成27年度登録件数4件に対し、3件が成約済み、平成28年度登録件数3件に対し、2件が成約済み、取り消しが1件となっています。平成29度につきましては、登録2件に対し、1件が成約済みであり、現在2件が空き家バンクに掲載されている状況にあります。

平成30年度末の現在で居住ができない、居住不可と言いますけれども、6戸を除くと、空き家バンクに登録いただいていない空き家は173件です。ただ、空き家は私有財産であるため、その利用や処分は所有者の意思に従ってなされ、行政は情報提供の範囲で有効活用を促すしかできません。そのため、改めてアンケート調査を行った上で、空き家バンクへの登録を働きかけていきたいと思っております。

本町におきましては、年度ごとに、町全体の空き家調査を行い、新たな空き家の把握に取り組んでおりますけれども、住民の皆様におかれましても、町内の空き家の存在が気になる場合、気になる理由を含めて情報をご連絡いただければ随時調査いたしますので、ご協力お願いしたいと思います。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山 哲子）（登壇） 空き家調査は、年度ごとに毎年されているということで細かくチェックをしていることで、多分これは電気の使用量、水道のメーターを見て、外観調査でいろいろ大変だとは思いますが、なさっているということで安心しました。件数は、よそはどんどん空き家が年々急ピッチで増加しているわけですが、三郷は横ばいより、むしろ少なくなっている。いろんな成果があらわれているなということは、ここで把握はできますが、先ほど申されましたように、一応空き家、倒壊の危険がある場合は上限 50 万円ですか、1 件につき助成が出ますし、また空き家を買ってリフォームする場合も 50 万円上限、条件が整えば補助が出るようになっております。そういったあれやこれやの施策の成果があらわれておりますが、しかし今のところ、空き家、よその町に比べて、そんなには急ピッチでは増加していないと気を許してたら、また大変なことになります。人口増加にもつながりますし、要は住民の取り合いなんですよ。うちの町に引き入れよう、そやから新婚夫婦、合わせて 70 歳以下で新婚さんは家賃 4 万円以上の家賃のところであれば、補助、月 1 万円、3 年間も出ておりますし、そういう成果もありますし、とにかく三郷は町長が前向きなおかげで取り組んでいただいているということはよくわかっております。それをもっと周りの人にも勧めていただきたい。そして、ご存知のように、隣の町ではもうすごいニュースにもなるぐらい、500 何件ですか、空き家、今あります。三郷では 180 件ですよ。そういったところもありますし、これはもう喫緊の課題でございます。

私が今回提案したいのは、まず堅苦しくない住民さん方のプロジェクトですね。その成果は別として、プロジェクトを公募で広報などで呼びかけて、いろんな分野の方にお知恵拝借、またその中にはいろんな考えの方もありますし、人数的には 10 人になるか、20 人になるかわかりませんが、皆さんでいろいろと知恵を出し合っていく。町は町として側面から支援をしていく。また、これが進捗していったら進んでいけば、町としてすることはたくさんあります。

例えば、期間限定で固定資産税の軽減をするとか、三郷に来ていただいたら。その分は住民税、所得税が入るわけです。もうそれ以上の埋め合わせができるわけですね。そういったことにも、一例としてですが、取り組むことができますし、また親御さん、両親が高齢者の方、いろいろ中年の方とかいらっしゃいますが。空き家がちょこちょこ周りにあるわけですね。そしたら、ちょっと大阪、あちこちで住んでいる子どもさんの家族を呼ぶ。今だったらもう家の買いやすい値段でございしますので、空き家を買って、またリフォームして住んでいただく、建てかえしていただく。そうすると、また若い夫婦は奥さんも仕事に出てられる方、多いので、共働きが。そしたら、子どもの面倒が近場にいる両親が見られる。また、両親も介護予防にもつながる。生きる、また糧にもなる、生きがいもできるということで、メリットの部分も多いかと思います。そういったこと、いろんなことも含めまして、ぜひこういうプロジェクトのようなものを立ち上げることはできないかということで、私は提案したいと思っております。また、こういうことはいい話やねということで、周りの方も、それやったらという方もちょっといらっしゃいます。私も協力は惜しみません。そういったことで、まず広報で募り、多方面の方の一応そういった人材を募るということは町でできませんでしょうか。

これをまず聞きたいと思えます。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 先山議員からプロジェクトの再質問をいただきました。私もそういう面、プロジェクト、どういったものかというのは、今、お話しさせていただいて初めて知ったようなところもありますので、そういった部分につきましては、これから研究していくようなことになるかと思えます。ただ、そういうプロジェクトが民間団体とか、まちづくりや地域おこしのため、空き家の利活用を希望する旨の相談が町にあった場合ですけれども、その団体等の活動や趣旨や目的や活動内容が町の公益に資すると判断できた場合、町の広報紙やフェイスブックに掲載するなど、住民の皆様に向け情報提供していきたいと考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 例えば、生駒市ではたくさんのニュータウンがございまして。

高齢化に伴って、空き家が物すごくふえております。そういったことで、なんと

か空き家を減らそう、人口誘致にもつなげようということで、昨年、日本で初めてそういうプロジェクトのようなものを立ち上げております。それで、いろんな例えば宅建士とか、建築士とか、あとそういった業界の関係者の人たちといろいろなプロジェクトを組んで、町はその空き家の情報を提供していく。そして、販売促進はそちらのほうに力を入れていただくということで、たくさん空き家がいろんな売買で成立しております。今のところは成功しているが、今後はまた急速に空き家は余り減る傾向にはないので、環境条件にもよりますが、今のところは成功して、空き家、ぼちぼちと減らしているけれども、今後はわからないということで、より一層力を入れたいということになっております。そやから、私が言ってるのはそんな堅苦しい、住民一緒に参加して、いろいろ知恵を拝借するというので、堅苦しくない、まずはそういったプロジェクトという、ちょっと堅苦しくなりますが、そういったものを立ち上げることは、広報で呼びかけるなどして、いろんな方法あると思います。まずはそういうことをやってみる。結果は別としてですよ。住民にも知恵をかりる。いろんな意見が出ると思います。そのほかの、この近隣のまちでもそういったことで思わぬ知恵が入ってきて、それでいろいろやっているところもあるようです。まず、住民参加にさせていただいて、意識を持っていただくと、空き家を減らす運動に力を入れているんやなということがまたPRにもなると思います。それ、まず広めていく、空き家を減らしているんだよ、そういうことをやっている、力を入れているということを広めていく、住民に知ってもらい、近隣の人たちにも知っていただく、そういうことはまず手始めに必要なと思います。そういうことをお聞きしてるんですけども、そういうことはできないのかと。例えば、広報で呼びかけるとか、何かのリーフレットで結構なんです。何かの集まりのときに、参加しませんか、呼びかけでも結構ですし、そういったことは、町は、協力はできないかということでございます。

それと、町長のお考えを最後にこういったものはどうお考えか、いろいろ町長も前向きに取り組んでいらっしゃる方なので、こういったことでまたいろいろな効果もあらわれるかと、私は思っているんですけども、町長の見解、お考えも聞きたいと思います。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 先山議員の再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど、佐藤部長のほうからお答えさせていただいたことが若干先山議員の意

に沿ぐわなかったのかなと思いますけれども、実際どんな方法がいいかというのは、ちょっと検討させていただきたいなと思います。しかしながら、早いことその空き家を何とかするという意味では、先山議員がおっしゃっているのも効果的の一つになるのかなと思います。空き家といいますものは、やはりほっときますと、ちょっとでもほっときますと、価値が悪くなってきて、ぼろぼろになってしまったら、もうどうしようもありませんので、早いこと手を打つということを念頭におきまして、検討させていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、午後3時5分。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 3時03分

議長（高岡 進） それでは、休憩を解き、再開します。

それでは、11番、山田勝男議員。

11番（山田勝男）（登壇） 議長の許しが出ましたので、いわせが丘の遊歩道及せせらぎの整備について、質問させていただきますが、先におわびをして、訂正させていただきます。下から11行目の「収水」の「収」、収めるから取るのほうに訂正、ちょっとお願いしたいと思います。

さて、このいわせが丘の遊歩道は皆さん既にご存知のとおり、立野農住団地造成の際に築造されたもので、昭和55年ごろから地域住民の方々の朝夕の通勤・通学に、また、日中は散歩にと多くの人々が利用しております。この遊歩道沿いのせせらぎは周辺住民の心を癒やし、和ませる、まさに安らぎの道そのものです。大変好評でしたが、平成6年の渇水の際に閉弁されたものと思われます。その後は枯山水の状態となり、さらに遊歩道の舗装も大変荒れております。上水道が県水100%となった今、関屋川の取水も必要がなく、この関屋川の取水施設を活用して、このせせらぎを復元して、いわゆる安らぎの道としてよみがえらせていただけないかと思ひます。そして、その中にカワニナなどを養殖して蛍を繁殖させる、たちまちにして名所となるものと思われます。

以前から地元住民の方からの要望もありました。近隣のまちで住宅街にこのようなすばらしい環境のところはないと思ひます。先人の思い、すばらしいレガシ

一をよみがえらせ夢のあるまちづくりをしていただきたいと思います。

所見を伺います。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 山田議員のほうからご質問いただきましたいわせが丘の遊歩道及せせらぎの整備について、回答させていただきます。

まず初めに、本町の公園緑地の管理状況について述べさせていただきます。

公園が58か所あります。緑地が21か所ありまして、これら公園緑地の除草や樹木の剪定、または遊具等の施設管理などを一定要件のもと自治会の方々にもご協力いただきながら維持管理に努めているところです。

ご質問をいただいているいわせが丘の遊歩道についても、緑地の一つであり、三郷町駅前に通じる主要幹線沿いにあることから、特に景観管理及び防犯対策を重視し、照明施設につきましては早期にLED化の工事を終えさせていただき、毎年、樹木の剪定を行い、維持管理に努めているところです。

ご質問の遊歩道に設置されている、せせらぎ施設の親水環境の再整備及び遊歩道の舗装整備についてですが、この施設は平成6年の渇水により弁を閉鎖されたようですが、それ以前から本施設は運用のほうはされておらず、現在に至っている状況です。本施設は、設置されてから既に35年余りが経過しており、また、議員お述べのとおり、上水道が県水100%となった今、関屋川から水道の取水の必要性はなくなりましたが、せせらぎ施設の取水ポンプ施設や流入経路の稼動は未確認であり、水路の床については町と農住土地区画整理組合との協議において、既に取水できないような措置が講じられています。また、経年劣化により、側壁となっている石積みなど、あらゆる箇所の不全や破損が考えられるため、議員お考えのせせらぎ実現に必要な機能は不完全な状況であり、施設利用することはできないと考えております。

以上のことから、せせらぎ施設は放流の動作を行っても水が流れる状況ではないこと、部分的な補修では機能回復はおぼつかなく、多大な費用がかかると予想される全面的な整備計画も現在のところ予定していない状況です。

なお、遊歩道の舗装面の劣化につきましては、議員お述べのとおり、歩行の際に差し支え、支障が懸念されるというところにつきましては、今後、国や県の支援を受けながら補修していけるよう「三郷町公園施設長寿命化計画」を策定して対処すべく検討しているところです。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

11番（山田勝男）（登壇） まず部長にお伺いしますけども、部長、現地を1回ごらんになったことありますか。もし、あったら、あの環境をどう思われたか教えてください。お話しください。実は、あの造成の前に高圧線が昭和20年代から30年代に、地域の方々がかんかんがくがく議論してあの高圧線を設置したと聞いております。その関係で農住のときには地上権の関係で換地できなくて、そこを設計の段階でいろいろ検討してあのようないい施設を検討されたと聞いております。先ほど申しましたように、まちの中であのような環境のあるところは恐らくないのではないかと思います。町の広報にも蛍の舞っている状況を宣伝してありました。あの中で蛍等を養殖することによって、夏なら着物着て、ころんころん下駄の音をさせながら、駅から降りてすぐ蛍の舞っているのを見えるということとは非常に夢があつていいのではないかと思います。確かに、大分長い間、30年前後ほってますので、暗渠等については土も詰まっていることと思います。しかし、新たに築造するのではなく、補修ですからその暗渠等の土のかき出し、あるいは水の流れについてはそんな大層に考える必要はないんじゃないかと私は思います。

それと同時に、町の住みよいまちづくりのためにも、いろいろそら当然、金かかりますので、地元がそういう要望をして、要望というより、以前にもそういう要望がありましたけども、当時は、私は水不足でそれは無理やと思います言うて断ってたんですけども、最近になって、県水100%になったら、水もあるやろうということで、またそういう要望も出ております。だから、確かにそれは復旧させるには金かかりますけども、大変すばらしい環境ですので、もう一度検討方お願いしたいと思います。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） ただいま山田議員のほうから、現地、見てきたかということでおっしゃっていただけてます。私も三郷町に住まいを持ってるわけでもなく、昔、今、奈良学園大学ですけども、奈良産業大学に行くときに、遊歩道はちょっと通ってないですけど、横のほうは通ったことがあります。現地の状況はわからないで、こういう質問も答えられないという状況ですから、担当課のほうに、公園を管理している担当課のほうにちょっと写真を見せてくれというこ

とで、現状の写真を見せていただいて、落ち葉の堆積状況であったり、実際に親水施設に対して、コンクリートを流し込んでいるようなところであったりとか、そういう状況については写真を見ながら説明を受けたところです。既存の施設であるから、修復して使うほうが新設するものより安くつくであろうというような、おっしゃることはごもっともやと思うんですけども、現状として、35年おいているというところにおいては、既存の施設として見るのはなかなか難しい、一からやり直す必要はあるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

11番（山田勝男）（登壇） 今、説明を聞いて、今一つはつきりよくわからんこともないけど、費用のことについては、それは確かにある程度ただではできません。先ほど申しましたように、新しくつくるのではなく、ある分を補修して暗渠等の詰まった分を回復することですから、そらただではできませんけどもそんな大きな金がかかるものとは思いません。それよりも私はもっと反対する理由として、関屋川の水を引き込みするのに、たしか関屋川の水を浄水場に取水したときにあの入口まで管は入れてると思います。今そっちのほうも弁、閉めとると思います。もとの好み焼き屋さんのどこか前あたりで弁、閉めてると思うんですよ。ポンプで常時、水を流すについての経費とか、そういうことを私は言われるかなと思ったけども、復旧に対して金がかかるの云々というのは、いろいろな事業すりゃ当然金かかりますから。何遍も申しますように、あの立派な環境、それをそのまま枯山水、草はやしてほっとくのはもったいないと思ってお願いしてるところです。今後、再度検討して復旧させていただくようにお願いします。

議長（高岡 進） 池田副町長。

副町長（池田朝博） 失礼します。再々質問について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

佐藤部長が当初の質問、再質問にお答えをしておりますが、基本的にあの考えに、町の考え方としては、沿った答えをさせていただいたというふうに私自身も思っております。佐藤部長に関しては、確かに現場を熟知されてないとは思いますが、私自身は山田議員と同等、同近くにおりまして、嫌と言うほど毎日あの場所を通っております。当然、流水をしている状況も見てましたし、また、それ以降の状況も毎日つぶさに目にしておりました。そんな中において議員もご

承知のとおり、何か所かに貯水というか、水たまりの箇所を広くとってあったところがあると思います。その場所に関して、本来はそこを含めて水がきれいに流れるようにということですが、メンテナンスも含めて水抜きもあったように聞いております。しかしながら、そこからメンテナンスがうまくいかないというようなことも含めて、あの箇所は石をまいてあったと思うんですけども、そこをコンクリートを流して盤を固めてしまっているというふうに思います。したがって今では水抜きの栓もなくなっているというふうな状況に陥っております。

それから、取水面です。関屋川からの取水を行っていたわけですが、自然流下ではなくって、ポンプも設置されてたやに聞いております。しかしながら、平成6年、弁を閉じるとともに水中ポンプも取り外しがなされているというふうにも聞いておりますし、また、仮に取水のための給水管というんですか、排水管、それ自身ももう永らく使用しておりません。したがって、今どんな状態になっているか、地下埋設物でございますので、その管自体のことも今は確認ができない。もしも現存しておっても、どこかで漏水をしたり、管が割れてたり、また場合によったら詰まっていたりというようなことで、それ自身もかなり曖昧な状況にあるのではないかとこのように考えます。

その上に、せせらぎ自体を改修しようとしたら、確かに夢のあることかもしれませんが、ある意味技術面でも、費用面でも相当なものが要するのではないかと。そんなところを考えますと、確かに夢のあることかもしれませんが、費用対効果ということもある意味考えていかなければいけないということからすると、今現在それを復活するというのはなかなか難しいというのが町の見解でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（高岡 進） 11番、山田勝男議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございます。各位にはよろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時20分